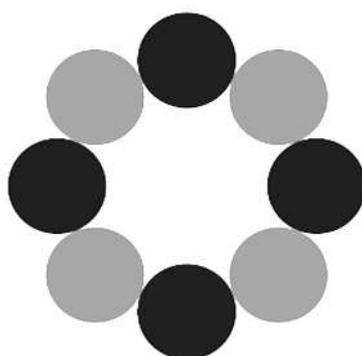


令和7年南砺市議会定例会
令和8年2月会議
議案書



南砺市

令和8年2月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	2号	令和8年度南砺市一般会計予算……………	別冊
議案第	3号	令和8年度南砺市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議案第	4号	令和8年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計予算……………	別冊
議案第	5号	令和8年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
議案第	6号	令和8年度南砺市介護事業特別会計予算……………	別冊
議案第	7号	令和8年度南砺市訪問看護事業特別会計予算……………	別冊
議案第	8号	令和8年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算……………	別冊
議案第	9号	令和8年度南砺市病院事業会計予算……………	別冊
議案第	10号	令和8年度南砺市水道事業会計予算……………	別冊
議案第	11号	令和8年度南砺市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第	12号	令和7年度南砺市一般会計補正予算（第10号）……………	4
議案第	13号	令和7年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）…	68
議案第	14号	令和7年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 （第3号）……………	79
議案第	15号	令和7年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）…	86
議案第	16号	令和7年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第4号）……………	94
議案第	17号	令和7年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）……………	108
議案第	18号	令和7年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）…	116
議案第	19号	令和7年度南砺市病院事業会計補正予算（第4号）……………	118
議案第	20号	令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第4号）……………	123
議案第	21号	令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）……………	126

条例関係

議案第	22号	南砺市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	131
-----	-----	---------------------------	-----

議案第	23号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	136
議案第	24号	南砺市職員等の旅費に関する条例の全部改正について……………	139
議案第	25号	南砺市協働のまちづくり支援センター条例の一部改正について……	153
議案第	26号	南砺市附属機関設置条例の一部改正について……………	155
議案第	27号	南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について……………	158
議案第	28号	南砺市積立基金条例の一部改正について……………	161
議案第	29号	南砺市火入れに関する条例の一部改正について……………	163
議案第	30号	南砺市水道事業給水条例の一部改正について……………	165
議案第	31号	南砺市下水道条例の一部改正について……………	167
議案第	32号	南砺市消防団条例の一部改正について……………	169
議案第	33号	南砺市国見公園条例等の一部改正等について……………	171

その他

議案第	34号	南砺市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての一部改正 について……………	174
議案第	35号	過疎地域持続的発展市町村計画の策定について……………	175
議案第	36号	辺地総合整備計画の変更について……………	176
議案第	37号	南砺市国土強靱化地域計画の改定について……………	179
議案第	38号	財産の減額貸付について……………	181
議案第	39号	財産の減額貸付について……………	182
議案第	40号	市道路線の認定について……………	184
議案第	41号	市道路線の廃止について……………	185
報告第	1号	専決処分の報告について……………	186
		・専決第3号 令和7年度南砺市一般会計補正予算（第8号）……	187
報告第	2号	専決処分の報告について……………	200
		・専決第5号 令和7年度南砺市一般会計補正予算（第9号）……	201
報告第	3号	専決処分の報告について……………	208

議案第12号

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ649,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,566,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		6,619,115	190,180	6,809,295
	1 市民税	2,647,816	125,100	2,772,916
	2 固定資産税	3,545,507	49,900	3,595,407
	3 軽自動車税	201,947	3,780	205,727
	4 市たばこ税	217,000	11,400	228,400
2 地方譲与税		443,300	△6,688	436,612
	3 森林環境譲与税	71,600	△6,688	64,912
11 地方特例交付金		19,800	1,999	21,799
	1 地方特例交付金	19,800	1,999	21,799
12 地方交付税		13,900,000	544,974	14,444,974
	1 地方交付税	13,900,000	544,974	14,444,974
14 分担金及び負担金		114,080	△3,155	110,925
	2 負担金	109,670	△3,155	106,515
16 国庫支出金		4,040,515	△154,753	3,885,762
	1 国庫負担金	1,672,048	△175	1,671,873
	2 国庫補助金	2,359,314	△154,578	2,204,736
17 県支出金		2,507,803	111,792	2,619,595
	1 県負担金	747,127	△13,393	733,734
	2 県補助金	1,560,477	127,373	1,687,850
	3 県委託金	200,199	△2,188	198,011

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 財産収入		439,473	△8,000	431,473
	1 財産運用収入	167,064	△8,000	159,064
19 寄附金		216,511	103,945	320,456
	1 寄附金	216,511	103,945	320,456
20 繰入金		5,242,505	△1,530,657	3,711,848
	1 繰入金	5,242,505	△1,530,657	3,711,848
21 繰越金		620,336	1,471,267	2,091,603
	1 繰越金	620,336	1,471,267	2,091,603
22 諸収入		1,125,904	△304,255	821,649
	4 受託事業収入	51,111	△4,147	46,964
	5 雑入	727,499	△240,108	487,391
	6 公営企業貸付金元利収入	60,075	△60,000	75
23 市債		2,919,600	232,400	3,152,000
	1 市債	2,919,600	232,400	3,152,000
歳 入 合 計		39,916,999	649,049	40,566,048

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		225,217	△1,257	223,960
	1 議会費	225,217	△1,257	223,960
2 総務費		4,703,870	△320,991	4,382,879
	1 総務管理費	3,847,021	△254,959	3,592,062
	2 徴税費	569,089	△50,130	518,959
	3 戸籍住民基本台帳費	157,306	△6,806	150,500
	4 選挙費	80,893	△8,399	72,494
	5 統計調査費	26,698	△697	26,001
3 民生費		10,387,347	△168,426	10,218,921
	1 社会福祉費	5,948,450	△75,218	5,873,232
	2 児童福祉費	4,438,897	△93,208	4,345,689
4 衛生費		3,373,869	△99,601	3,274,268
	1 保健衛生費	2,347,710	△94,684	2,253,026
	2 環境費	1,026,159	△4,917	1,021,242
6 農林水産業費		1,840,047	140,286	1,980,333
	1 農業費	1,016,873	△27,653	989,220
	2 農地費	255,298	185,929	441,227
	3 林業費	567,089	△17,990	549,099
7 商工費		2,660,435	△47,422	2,613,013
	1 商工費	2,660,435	△47,422	2,613,013

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		5,340,202	31,107	5,371,309
	2 道路橋梁費	2,978,255	159,468	3,137,723
	3 河川費	248,623	0	248,623
	4 都市計画費	1,734,368	△113,257	1,621,111
	5 住宅費	201,577	△15,104	186,473
9 消防費		1,226,629	4,013	1,230,642
	1 消防費	1,226,629	4,013	1,230,642
10 教育費		4,002,384	△115,765	3,886,619
	1 教育総務費	558,887	△40,953	517,934
	2 小学校費	1,084,773	△22,102	1,062,671
	3 中学校費	681,389	△40,728	640,661
	4 社会教育費	1,158,295	△2,822	1,155,473
	5 保健体育費	519,040	△9,160	509,880
11 災害復旧費		691,569	△66,499	625,070
	1 農林水産業施設災害復旧費	627,769	△66,499	561,270
13 諸支出金		172,256	1,293,604	1,465,860
	2 基金費	172,256	1,293,604	1,465,860
歳 出 合 計		39,916,999	649,049	40,566,048

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	エコビレッジ推進費	71,170
		公共交通費	455
		定住推進費	4,059
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	6,996
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉推進費(単独)	410
	2 児童福祉費	児童育成費	842
		児童センター・児童館管理運営費	1,910
4 衛生費	2 環境費	斎場運営費	24,211
		ごみ処理費	9,460
6 農林水産業費	1 農業費	中山間地域対策費	10,670
		有機農業産地づくり推進事業費	550
	2 農地費	土地改良事務費	2,414
		県営土地改良費	244,113
		市単土地改良費	17,972
	3 林業費	林業振興対策費	1,092
		森林整備センター造林費	9,409
		林道整備事業負担金	17,951
		県単林道整備費	13,885
		県単治山費	35,600
緑地広場等管理費	3,487		
7 商工費	1 商工費	地域産業振興事業費	2,804
		観光推進費	17,942
		PLAY EARTH PARK推進費	325,797
		商工施設維持費	2,970
		桂湖施設維持費	4,378
		温泉施設維持費	1,348
		観光施設管理費	119,892

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費（補助）	97,501
		道路橋梁施設整備費（単独）	26,758
	3 河川費	河川管理費	142,588
	4 都市計画費	都市計画街路費	79,725
	5 住宅費	住宅支援事業費	10,400
9 消防費	1 消防費	消防団施設費	22,687
10 教育費	1 教育総務費	教育センター運営費	2,310
	2 小学校費	小学校教育教材備品整備費	1,540
	4 社会教育費	美術館自主事業費	120
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費（補助）	50,000
合 計			1,385,416

(変更)

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	企業立地推進費	109,647	企業立地推進費	197,792
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費（補助）	280,600	農業用施設等災害復旧費（補助）	408,792

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
公共事業等債	250,900	140,900	391,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
辺地対策事業債	210,400	△ 800	209,600			
過疎対策事業債	1,955,400	74,100	2,029,500			
緊急防災・減災事業債	167,500	△ 42,200	125,300			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	71,100	58,400	129,500			
緊急自然災害防止対策事業債	64,700	4,500	69,200			
こども・子育て推進事業債	8,000	△ 2,500	5,500			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	6,619,115	190,180	6,809,295
2 地方譲与税	443,300	△6,688	436,612
11 地方特例交付金	19,800	1,999	21,799
12 地方交付税	13,900,000	544,974	14,444,974
14 分担金及び負担金	114,080	△3,155	110,925
16 国庫支出金	4,040,515	△154,753	3,885,762
17 県支出金	2,507,803	111,792	2,619,595
18 財産収入	439,473	△8,000	431,473
19 寄附金	216,511	103,945	320,456
20 繰入金	5,242,505	△1,530,657	3,711,848
21 繰越金	620,336	1,471,267	2,091,603
22 諸収入	1,125,904	△304,255	821,649
23 市債	2,919,600	232,400	3,152,000
歳入合計	39,916,999	649,049	40,566,048

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	225,217	△1,257	223,960				△1,257
2 総務費	4,703,870	△320,991	4,382,879	△43,252	△12,100	△389,930	124,291
3 民生費	10,387,347	△168,426	10,218,921	50,102	△31,300	△83,512	△103,716
4 衛生費	3,373,869	△99,601	3,274,268	△365		△61,323	△37,913
6 農林水産業費	1,840,047	140,286	1,980,333	△44,119	200,700	△3,339	△12,956
7 商工費	2,660,435	△47,422	2,613,013	△23,913	△3,300	△34,453	14,244
8 土木費	5,340,202	31,107	5,371,309	△15,244	2,200	△23,718	67,869
9 消防費	1,226,629	4,013	1,230,642		△10,400		14,413
10 教育費	4,002,384	△115,765	3,886,619	△11,718	△30,100	△38,590	△35,357
11 災害復旧費	691,569	△66,499	625,070	45,548			△112,047
13 諸支出金	172,256	1,293,604	1,465,860		116,700	80,500	1,096,404
歳 出 合 計	39,916,999	649,049	40,566,048	△42,961	232,400	△554,365	1,013,975

2. 歳入

第 1 款 市税

第 1 項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	2,244,157	112,100	2,356,257	1 現年課税分	113,100	均等割（個人現年課税分） 3,100
						所得割（個人現年課税分） 110,000
				2 滞納繰越分	△1,000	個人市民税（滞納繰越分） △1,000
2 法人	403,659	13,000	416,659	1 現年課税分	13,000	均等割（法人現年課税分） △2,300
						法人税割（法人現年課税分） 15,300
計	2,647,816	125,100	2,772,916			

第 1 款 市税

第 2 項 固定資産税

1 固定資産税	3,435,100	49,900	3,485,000	1 現年課税分	51,900	固定資産税（現年課税分） 51,900
				2 滞納繰越分	△2,000	固定資産税（滞納繰越分） △2,000
計	3,545,507	49,900	3,595,407			

第 1 款 市税

第 3 項 軽自動車税

1 環境性能割	11,289	3,780	15,069	1 現年課税分	3,780	環境性能割（現年課税分） 3,780
------------	--------	-------	--------	------------	-------	-----------------------

第 1 款 市税

第 3 項 軽自動車税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	201,947	3,780	205,727			

第 1 款 市税

第 4 項 市たばこ税

1 市たばこ税	217,000	11,400	228,400	1 現年課税分	11,400	市たばこ税 11,400
計	217,000	11,400	228,400			

第 2 款 地方譲与税

第 3 項 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	71,600	△6,688	64,912	1 森林環境譲与税	△6,688	森林環境譲与税 △6,688
計	71,600	△6,688	64,912			

第 11 款 地方特例交付金

第 1 項 地方特例交付金

1 地方特例交付金	19,800	1,999	21,799	1 住宅借入金等特別税額 控除減収補填特例交付 金	1,599	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金 1,599
				4 定額減税減収補填特例 交付金	400	定額減税減収補填特例交付金 400

第 11 款 地方特例交付金

第 1 項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	19,800	1,999	21,799			

第 12 款 地方交付税

第 1 項 地方交付税

1 地方交付税	13,900,000	544,974	14,444,974	1 普通交付税	544,974	普通交付税	544,974
計	13,900,000	544,974	14,444,974				

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

2 民生費負担金	102,481	△1,000	101,481	1 社会福祉費負担金	△1,000	老人保護措置費負担金	△1,000
5 土木費負担金	2,709	△2,155	554	1 道路橋梁費負担金	△2,155	除雪機械等負担金	△2,155
計	109,670	△3,155	106,515				

第 16 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

1 民生費負担金	1,619,268	△175	1,619,093	1 社会福祉費負担金	△7,750	保険基盤安定国庫負担金	2,360
						自立支援給付費負担金	△10,110

第 16 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
(1 民生費負担金)				2	7,575	児童福祉費負担金	
				児童扶養手当国庫負担金		△2,290	
				子どものための教育・保育給付費国庫負担金		9,864	
						子どものための教育・保育給付費国庫負担金(過年度分)	1
計	1,672,048	△175	1,671,873				

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

1	861,093	△19,757	841,336	1	△15,774	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代)	△4,385
総務費国庫補助金				特定地域づくり事業推進交付金		△1,914	
				物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		△20,342	
				地域未来交付金		10,867	
				2	△3,983	個人番号カード交付事務費補助金	△10,396
				戸籍住民基本台帳費補助金		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	6,413
5	1,011,013	△10,545	1,000,468	3	△10,545	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画)	△8,519
土木費国庫補助金				住宅費補助金			

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(5 土木費国庫補助金)						社会資本整備総合交付金 (防災・安全交付金事業) △2,026
7 教育費国庫補助金	226,474	△124,276	102,198	2 小学校費補助金	△123,179	学校施設環境改善交付金 (小) △4,980
						理科教育等設備整備費補助金 (小) △199
				公立学校情報機器整備費補助金 △118,000		
				4 社会教育費補助金	△1,097	国宝重要文化財等保存整備費補助金 △1,097
計	2,359,314	△154,578	2,204,736			

第 17 款 県支出金

第 1 項 県負担金

1 民生費県負担金	728,516	△7,822	720,694	1 社会福祉費負担金	△11,867	保険基盤安定県負担金 △1,137
						自立支援給付費負担金 △5,060
				後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 △5,670		
				2 児童福祉費負担金	4,045	子どものための教育・保育給付費県費負担金 4,045
4 農林水産業費県負担金	18,411	△5,571	12,840	1 林業費負担金	△5,571	地籍調査負担金 △5,571

第 17 款 県支出金

第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	747,127	△13,393	733,734			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1 総務費県補助金	121,001	2,885	123,886	1 総務管理費補助金	2,885	路線対策費運行費補助金	2,885
2 民生費県補助金	274,677	△4,598	270,079	2 児童福祉費補助金	△4,598	乳児・幼児及び妊産婦医療補助金	△4,400
						乳児・幼児及び妊産婦医療事務補助金	△458
						施設型給付費等補助金	260
3 衛生費県補助金	7,033	△365	6,668	1 保健衛生費補助金	△365	がん対策補助金	△365
4 農林水産業費県補助金	638,789	△25,147	613,642	1 農業費補助金	△18,933	新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）	△1,200
						環境保全型農業直接支援交付金	△1,615
						中山間地域等直接支払交付金	△300
						多面的機能支払交付金	△2,490
						富山県女性の就農環境整備事業補助金	△500

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(4 農林水産業費県補助金)						農山漁村振興交付金 △9,500
						新規担い手規模拡大支援事業補助金 △3,748
						農地集積・集約化対策事業補助金(機構集積協力金) 420
				3	△6,214	森林・林業再生基盤づくり事業補助金 △8,111
						木の香るとやまの街づくり事業補助金 1,897
6 土木費県補助金	56,934	△4,699	52,235	1	△545	地域ぐるみ除排雪促進補助金 △545
				2	△102	景観づくり事業補助金 △102
				3	△4,052	木造住宅耐震改修支援事業費補助金 △4,052
8 教育費県補助金	44,091	113,749	157,840	2	117,830	富山県公立学校情報機器整備事業費補助金 117,830
				3	△3,533	地域ぐるみこころの教育推進補助金 △269
						部活動指導員配置事業費補助金 △3,264
				4	△548	文化財保存整備費補助金 △548
9 災害復旧費県補助金	317,952	45,548	363,500	1	45,548	農業用施設等災害復旧補助金 43,382

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(9 災害復旧費県補助金)						林道災害復旧補助金 2,166
計	1,560,477	127,373	1,687,850			

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

1 総務費県委託金	189,799	△997	188,802	2 徴税费委託金	8,099	県民税徴収取扱委託金 8,099
				4 統計調査費委託金	△697	国勢調査委託金 △697
				5 選挙費委託金	△8,399	参議院議員選挙委託金 △8,399
6 教育費県委託金	6,757	△1,191	5,566	3 中学校費委託金	△1,191	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 △779 地域文化クラブ活動体制整備事業委託金 △412
計	200,199	△2,188	198,011			

第 18 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	123,362	△8,000	115,362	1 利子及び配当金	△8,000	財政調整基金利子 △1,400 減債基金利子 △3,700
--------------	---------	--------	---------	--------------	--------	----------------------------------

第 18 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2 利子及び配当金)						合併地域振興基金利子
計	167,064	△8,000	159,064			

第 19 款 寄附金

第 1 項 寄附金

2 指定寄附金	16,441	103,945	120,386	2 児童福祉費寄附金	106	児童福祉費寄附金	106
				14 まち・ひと・しごと創 生寄附金	91,114	まち・ひと・しごと創 生寄附金	91,114
				16 ふるさと寄附金（ガバ メントクラウドファン ディング）	12,725	ふるさと寄附金（ガバメントクラウドファンディング）	12,725
計	216,511	103,945	320,456				

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	5,028,505	△1,560,313	3,468,192	1 財政調整基金繰入金	△1,170,000	財政調整基金繰入金	△1,170,000
------------	-----------	------------	-----------	----------------	------------	-----------	------------

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(1 基金繰入金)				32 森林環境譲与税基金繰入金	△4,500	森林環境譲与税基金繰入金 △4,500
2 他会計繰入金	214,000	29,656	243,656	1 他会計繰入金	29,656	介護事業特別会計繰入金 12,859 後期高齢者医療事業特別会計繰入金 16,797
計	5,242,505	△1,530,657	3,711,848			

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	620,336	1,471,267	2,091,603	1 前年度繰越金	1,471,267	前年度繰越金 1,471,267
計	620,336	1,471,267	2,091,603			

第 22 款 諸収入

第 4 項 受託事業収入

4 農林水産業費受託事業収入	29,268	△4,147	25,121	2 林業費受託事業収入	△4,147	森林整備センター造林受託事業収入 △4,147
計	51,111	△4,147	46,964			

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	727,499	△240,108	487,391	1	△154,238	縣市町村振興協会交付金 421
				総務管理費雑入		デジタル基盤改革支援補助金 △154,659
				5	△61,323	健康診査費雑入 △914
				衛生費雑入		予防接種費雑入 △60,409
				6	808	農業費雑入 808
				7	△1,402	観光費雑入 △1,402
				8	△18,263	県道整備事業補償金 △18,263
13	△5,690	山村留学保護者負担金 △5,690				
計	727,499	△240,108	487,391			

第 22 款 諸収入

第 6 項 公営企業貸付金元利収入

1 病院事業会計貸付金元 利収入	60,075	△60,000	75	1 病院事業会計貸付金元 利収入	△60,000	病院事業会計貸付金元利収入 △60,000
計	60,075	△60,000	75			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	116,300	104,600	220,900	1 総務管理債	104,600	過疎地域自立促進基金積立（過疎債） 116,700 防災施設整備事業（緊急防災・減災事業債） △9,600 車両購入事業（過疎債） △2,200 市営バスソフト事業（過疎債） △300
2 民生債	620,700	△28,800	591,900	1 社会福祉債	△28,800	高齢者保健福祉施設整備（過疎債） △28,800
4 農林水産業債	200,600	139,800	340,400	2 農地債	139,800	公共事業等債（農業農村整備事業分） 139,800
5 商工債	12,800	△3,300	9,500	2 観光事業債	△3,300	観光ソフト事業（過疎債） △3,300
6 土木債	1,024,800	200	1,025,000	1 道路橋梁債	6,300	一般公共事業債（道路分） 7,200 市道整備（辺地債） 100 除雪機械整備（辺地債） △900 市道整備・補助（過疎債） △100
				2 都市計画債	△6,100	公共事業等債（県営都市計画街路分） △6,100
7 消防債	91,200	△10,400	80,800	1 消防施設債	△10,400	消防施設整備事業（緊急防災・減災事業債） △10,400

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育債	495,600	△30,100	465,500	2 中学校債	△22,200	学校教育施設整備事業（緊急防災・減災事業債） △22,200
				7 学校教育事業債	△7,900	学校教育ソフト事業（過疎債） △7,900
17 緊急自然災害防止対策 事業債	64,700	4,500	69,200	1 緊急自然災害防止対策 事業債	4,500	緊急自然災害防止対策事業債（土地改良事業） 2,500
						緊急自然災害防止対策事業債（河川改修） 2,000
18 防災・減災・国土強靱 化緊急対策事業債	71,100	58,400	129,500	1 防災・減災・国土強靱 化緊急対策事業債	58,400	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（土地改良事業） 58,400
22 こども・子育て支援事 業債	8,000	△2,500	5,500	1 こども・子育て支援事 業債	△2,500	こども・子育て支援事業債 △2,500
計	2,919,600	232,400	3,152,000			

3. 歳出

第 1 款 議会費

第 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	225,217	△1,257	223,960	8 旅費	△1,257	4 議員調査活動費	△1,257				△1,257	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,064 / △1,257 / 16,807 議員旅費 △1,257
計	225,217	△1,257	223,960				△1,257				△1,257	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,032,719	0	1,032,719			3 行政改革推進費	0			(寄附) 144	△144	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,193 / 0 / 7,193 財源振替
2 人事管理費	124,939	△16,099	108,840	1 報酬 3 職員手当等 8 旅費 12 委託料	△1,782 △1,813 △1,300 △11,204	1 人事管理費	△16,099	(国) △163			△15,936	補正前額 / 補正額 / 補正後額 124,939 / △16,099 / 108,840 会計年度任用職員 ・報酬 △1,782 ・職員手当 △1,813 職員研修等旅費 △1,300 労働派遣業務委託料 △11,204
4 財政管理費	7,437	2,093	9,530	22 償還金利息及び 割引料	2,093	1 財政費	2,093				2,093	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,437 / 2,093 / 9,530 令和6年度物価高騰対応地方創生臨時 交付金返還金 2,093
6 財産管理費	257,458	△5,000	252,458	12 委託料	△3,000	1 財産管理費	△4,000				△4,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 222,768 / △4,000 / 218,768

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(6 財産管理費)				13 使用料及び賃借料	△2,000	2 市有車管理費	△1,000				△1,000	庁舎管理業務委託料	△2,000
												複合機使用料	△2,000
												補正前額 / 補正額 / 補正後額 33,104 / △1,000 / 32,104 マイクロバス等運行業務委託料	△1,000
				計		△5,000				△5,000			
7 企画費	218,165	△28,305	189,860	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△10,505 △17,800	2 企画費	△5,000			(繰入) △10,200	5,200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 46,799 / △5,000 / 41,799	
												地方創生推進事業補助金	△5,000
												補正前額 / 補正額 / 補正後額 44,975 / △2,700 / 42,275	
												友好交流協会補助金	△2,700
				5 なんと未来まちづくり費	△20,605	4 交流費	△2,700		(繰入) △1,400	△1,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,649 / △20,605 / 14,044		
井波庁舎等解体設計業務委託料	△10,505												
井波地域住民主体のまちづくり推進交付金	△10,100												
				計		△28,305			△21,700	△6,605			
8 協働のまちづくり費	327,678	△5,826	321,852	18 負担金補助及び 交付金	△5,826	2 協働によるまちづくり推進費	△3,826	(国) △1,914			△1,912	補正前額 / 補正額 / 補正後額 30,985 / △3,826 / 27,159	特定地域づくり事業協同組合補助金 △3,826

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(8 協働のま ちづくり費)						6 住民自治推進 費	△2,000	(国) △1,000		(繰入) △132,400	131,400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 296,693 / △2,000 / 294,693 住民自治推進交付金 △2,000
						計	△5,826	△2,914		△132,400	129,488	
9 女性活躍・婚活 支援費	33,090	△341	32,749	12 委託料	△341	1 女性・若者活 躍推進費	0			(寄附) 2,852	△2,852	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,234 / 0 / 20,234 財源振替
						2 結婚活動支援 費	△341	(国) △170			△171	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,856 / △341 / 12,515 結婚活動支援業務委託料 △341
						計	△341	△170		2,852	△3,023	
10 エコビレッジ推 進費	149,826	4,450	154,276	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△1,122 5,572	1 エコビレッジ 推進費	6,357			(寄附) 1,000	5,357	補正前額 / 補正額 / 補正後額 90,172 / 6,357 / 96,529 エコビレッジフィールド市道整備等負 担金 6,357
						2 ゼロカーボン シティ推進費	△1,907			(寄附) 1,214 (繰入) △3,100	△21	補正前額 / 補正額 / 補正後額 59,654 / △1,907 / 57,747 カーボンクレジット事業化支援業務委 託料 △1,122 地域再エネ活用促進事業補助金 1,215 ペレットボイラー等設置事業補助金 △2,000
						計	4,450			△886	5,336	
11 電算管理費	508,113	△176,968	331,145	11 役務費	△4,132	1 電算管理費	△171,968			(諸収) △142,543	△29,425	補正前額 / 補正額 / 補正後額 433,751 / △171,968 / 261,783

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
(11 電算管理費)				12	△167,336						通信費	△3,000		
				委託料								廃棄PC等処分手数料	△1,132	
				13							△1,000	自治体情報システム標準化業務委託料		
				使用料及び賃借料									△162,336	
17	△4,500	番号・LGWAN・内部系サーバー賃借料	△1,000											
備品購入費			△4,500											
				2					(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額			
				インターネット費		△5,000			△7,200	2,200	74,362 / △5,000 / 69,362			
				計		△176,968			△149,743	△27,225	機器更新業務委託料	△5,000		
13 公共交通費	299,954	2,329	302,283	12	△4,399	1	公共交通費	△2,426	(国)	226	△2,652	補正前額 / 補正額 / 補正後額		
				委託料									59,123 / △2,426 / 56,697	
				13								△970	とやまロケーションシステム維持管理業務委託料	430
				使用料及び賃借料										
17	△2,273	城端・氷見線活性化推進協議会特別会計負担金	△1,708											
備品購入費			△2,273											
18	9,971	城端線・氷見線再構築事業負担金	△1,172											
負担金補助及び交付金			9,971											
				3							補正前額 / 補正額 / 補正後額			
				バス路線対策費		12,827				12,827	46,040 / 12,827 / 58,867			
											バス路線対策費等補助金	12,827		

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(13 公共交通費)						4 市営バス運行 管理費	△5,799	(県) 2,885	(地) △300		△8,384	補正前額 / 補正額 / 補正後額 124,790 / △5,799 / 118,991 運行業務委託料 △4,829 路線バス運賃差額解消事業 △450 シルバーパス民間路線バス利用料 △520
						5 市営バス車両 管理費	△2,273		(地) △2,200		△73	補正前額 / 補正額 / 補正後額 70,001 / △2,273 / 67,728 市営バス車両購入 △2,273
						計	2,329	3,111	△2,500		1,718	
14 災害対策費	140,938	△13,800	127,138	12 委託料 13 使用料及び賃借 料	△11,000 △2,800	1 災害対策費	△11,000		(地) △9,600		△1,400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 137,269 / △11,000 / 126,269 防災行政無線再構築調査設計業務委託 料 △10,000 南砺市国土強靱化地域計画改定支援業 務委託料 △1,000
						5 災害支援費	△2,800				△2,800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,669 / △2,800 / 869 令和6年能登半島地震被災者貸与用家 電等賃借料 △2,800
						計	△13,800		△9,600		△4,200	
25 定住推進費	230,271	△11,991	218,280	2 給料 3 職員手当等	△6,500 △1,800	1 定住推進費	△11,991	(国) 2,029	(繰入) △60,100 (諸収) 421	45,659	補正前額 / 補正額 / 補正後額 185,789 / △11,991 / 173,798 オンラインマッチング事業 ・業務委託料 3,003	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明								
				区 分	金額			特定財源				一般財源							
								国県支出金	地方債	その他									
(25 定住推進 費)				4								・システム使用料	1,056						
				共済費	△1,300							地域おこし協力隊事業	・給料	△6,500					
				8									・職員手当	△1,800					
				旅費	△750								・社会保険料	△1,300					
				10									・費用弁償	△750					
需用費	△2,500	・事務費	△2,500																
12				委託料	3,003	2	0			(繰入)	27,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額	44,482 / 0 / 44,482						
				13										空き家対策費	0				財源振替
				使用料及び賃借料	△744														
18		1	△5,501				補正前額 / 補正額 / 補正後額	80,400 / △5,501 / 74,899											
負担金補助及び 交付金	△1,400								総務施設管理 費	△5,501				旧オムサンタの森スキー場スキーセン ター解体工事	△2,783				
																百瀬川体験学習集会施設解体工事	△2,718		
26	133,511	△5,501	128,010	14	△5,501	1	△5,501				△5,501	補正前額 / 補正額 / 補正後額	80,400 / △5,501 / 74,899						
総務施設管理費				工事請負費		総務施設管理 費							旧オムサンタの森スキー場スキーセン ター解体工事	△2,783					
													百瀬川体験学習集会施設解体工事	△2,718					
計	3,847,021	△254,959	3,592,062				△254,959	1,893	△12,100	△388,412	143,660								

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明					
				区 分	金額			特定財源				一般財源				
								国県支出金	地方債	その他						
1 税務総務費	392,977	△50,130	342,847	10	△16	2	0	(県)			△8,099	補正前額 / 補正額 / 補正後額 129,945 / 0 / 129,945 財源振替				
				需用費		給与費（税務 総務費）		8,099								
				11		4		△9,802							△9,802	補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,012 / △9,802 / 14,210 航空写真共同撮影事業負担金 △9,802
				役務費		税G I S管理										
				18		費										
負担金補助及び 交付金	△49,462	5	(国)			補正前額 / 補正額 / 補正後額 237,600 / △40,328 / 197,272 事務費 △16 通信費 △536 口座振込手数料 △116 定額減税（不足額）給付金 △39,660										
	定額減税補足 給付金給付費	△40,328	△40,328													
	計	△50,130	△32,229				△17,901									
計	569,089	△50,130	518,959					△50,130	△32,229	△17,901						

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台 帳費	157,306	△6,806	150,500	10 需用費	△611	2 戸籍住民基本 台帳費	△6,806	(国)		(諸収)		補正前額 / 補正額 / 補正後額 99,628 / △6,806 / 92,822 個人番号カード業務 ・事務費 △611 ・通信費 △2,584 ・申請、交付サポート業務委託料 △400 個人番号カード業務委託（郵便局）
				11 役務費	△4,247					△1,518	△1,468	
				12 委託料	△1,948							

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 戸籍住民 基本台帳費)											<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信費 △829 ・ 事務取扱業務委託料 △2,875 ・ 専用回線整備業務委託料 △2,893 ・ 住基ネットワークシステム保守業務 委託料 △204 氏名の振り仮名通知業務 ・ 通信費 △834 ・ 通知書作成業務委託料 △9 ・ 専用コールセンター開設業務委託料 △1,045 氏名の振り仮名公証業務 ・ 戸籍附票システム改修業務委託料 1,848 ・ コンビニ証明発行システム改修業務 委託料 1,078 ・ 住民基本台帳システム改修業務委託 料 4,070 戸籍総合システム改修業務委託料 △1,518 	
計	157,306	△6,806	150,500				△6,806	△3,820		△1,518	△1,468	

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 参議院議員選挙費	40,515	△8,399	32,116	1 報酬	△1,224	1 参議院議員選挙費	△8,399	(県) △8,399			補正前額 / 補正額 / 補正後額 40,515 / △8,399 / 32,116 事務補助員等報酬 △1,224 職員手当 △2,469 選挙管理委員費用弁償 △7 事務費 △1,469 通信費 △358 選挙事務補助業務委託料 △855 投開票所物品等賃借料 △317 投票用紙計数機等購入 △1,700	
				3 職員手当等	△2,469							
				8 旅費	△7							
				10 需用費	△1,469							
				11 役務費	△358							
				12 委託料	△855							
				13 使用料及び賃借料	△317							
				17 備品購入費	△1,700							
計	80,893	△8,399	72,494				△8,399	△8,399				

第 2 款 総務費

第 5 項 統計調査費

1 統計調査費	26,698	△697	26,001	1 報酬	△395	2 国勢調査費	△697	(県) △697			補正前額 / 補正額 / 補正後額 26,227 / △697 / 25,530 会計年度任用職員 ・報酬 △395
				3 職員手当等	△270						

第 2 款 総務費

第 5 項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 統計調査費)				8 旅費	△32						・職員手当 △270 ・費用弁償 △32	
計	26,698	△697	26,001				△697	△697				

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,165,344	△11,958	1,153,386	12 委託料	△4,785	3 社会福祉推進費	△14,000				△14,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 184,176 / △14,000 / 170,176 南砺市社会福祉協議会活動補助金 △14,000
				18 負担金補助及び 交付金	△14,000	4 社会福祉施設 運営費	△4,785				△4,785	補正前額 / 補正額 / 補正後額 142,503 / △4,785 / 137,718 指定管理料 △4,785
				22 償還金利子及び 割引料	7,063	5 国民健康保険 事業特別会計 繰出金	△236	(国) 2,360 (県) △1,137			△1,459	補正前額 / 補正額 / 補正後額 293,454 / △236 / 293,218 繰出金 △236
				27 繰出金	△236	17 重層的支援事 業費	7,063				7,063	補正前額 / 補正額 / 補正後額 581 / 7,063 / 7,644 令和6年度重層的支援体制整備事業交 付金返還金 7,063
				計		計	△11,958	1,223			△13,181	
4 老人福祉費	1,749,532	△23,200	1,726,332	12 委託料	△2,200	1 高齢者福祉推	△3,000	(国) △1,500			△1,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 74,868 / △3,000 / 71,868

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明			
				区 分	金額			特定財源			一般財源				
								国県支出金	地方債	その他					
(4 老人福祉費)				18	△2,500	進費 (単独)						介護人材雇用型訓練業務委託料 △2,500			
				負担金補助及び 交付金											介護のお仕事日本語教室事業費 △500
				19	△10,400	3	△6,000	高齢者保護措 置費				△1,000	△5,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 99,101 / △6,000 / 93,101	
				扶助費											老人保護措置費 △6,000
				27	△8,100	4	△4,400	在宅福祉対策 事業費	(国)	△4,400				補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,779 / △4,400 / 30,379	
				繰出金										在宅要介護高齢者福祉金 (物価高騰支 援分) △4,400	
						5		高齢者施設運 営費		300	(地)	△6,000		6,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 149,438 / 300 / 149,738
						6		介護予防事業 費		△2,000				△2,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 74,446 / △2,000 / 72,446
						16		介護事業特別 会計繰出金		△691				△691	補正前額 / 補正額 / 補正後額 144,843 / △691 / 144,152
		17		後期高齢者医 療事業特別会 計繰出金		△7,409	(県)	△5,670			△1,739	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,037,235 / △7,409 / 1,029,826			
				計		△23,200		△11,570	△6,000	△1,000	△4,630	繰出金 △7,409			

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
5 介護保険費	1,029,101	△18,000	1,011,101	18 負担金補助及び 交付金	△18,000	1 介護保険事業 費	△18,000		(諸収) △10,598	△7,402	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,029,101 / △18,000 / 1,011,101 砺波地方介護保険組合負担金 △18,000	
6 心身障害者福祉 費	1,805,617	△22,060	1,783,557	19 扶助費	△22,060	3 自立支援給付 事業費	△22,060	(国) △10,110 (県) △5,060		△6,890	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,433,128 / △22,060 / 1,411,068 訓練等給付費 △12,600 相談支援給付費 △960 特定障害者特別給付費 △6,000 補装具費 △2,000 自立支援医療費(育成) △500	
8 高齢者福祉施設 管理費	45,782	0	45,782			1 高齢者福祉施 設管理費	0		(地) △22,800	22,800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 45,782 / 0 / 45,782 財源振替	
計	5,948,450	△75,218	5,873,232				△75,218	△25,517	△28,800	△11,598	△9,303	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	606,747	△28,557	578,190	10 需用費	△460	2 児童育成費	△15,480	(国) 66,700		(繰入) △69,300	△13,777	補正前額 / 補正額 / 補正後額 101,871 / △15,480 / 86,391 出生祝い金 △10,000 なんとのお宝お祝い品 △1,400 入学支援金(小・中・高校生) △2,300
				11 役務費	△1,359			(県) 897				
				12 委託料	△200							

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明					
				区 分	金額			特定財源				一般財源				
								国県支出金	地方債	その他						
(1 児童福祉 総務費)				18	△3,420						高校生通学支援金 △1,120 こどもの権利条例事業費 △660					
				負担金補助及び 交付金												
				19		△23,118	5	△13,077	(県) △4,858		(繰入) △3,000	△5,219	補正前額 / 補正額 / 補正後額 151,662 / △13,077 / 138,585			
				扶助費			19						こども妊産婦 医療費給付費			
12		こども家庭セ ンター費	0			(寄附) 280	△280	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,525 / 0 / 20,525 財源振替								
				計		△28,557	62,739		△72,020	△19,276						
2 児童措置費	864,122	△4,354	859,768	19 扶助費	△4,354	2 児童扶養手当 給付費	△4,354	(国) △2,290			補正前額 / 補正額 / 補正後額 83,690 / △4,354 / 79,336 児童扶養手当扶助費 △4,354					
3 児童館費	137,937	△5,898	132,039	10	△3,749	1	△1,840	(県) 1,000	(地) △2,500	(寄附) 12	△352	補正前額 / 補正額 / 補正後額 50,273 / △1,840 / 48,433				
				需用費		12						児童センター ・児童館管理 運営費				児童館指定管理料 (4館) △700 処遇改善業務委託料 △1,152 児童遊具等購入 12
				12			委託料									
				18		△2,161	負担金補助及び 交付金	2	△4,058	放課後児童ク ラブ費					△4,058	補正前額 / 補正額 / 補正後額 87,664 / △4,058 / 83,606 処遇改善業務委託料 △1,897 民設クラブ運営費補助金 △2,161
	計		△5,898	1,000	△2,500		12	△4,410								
5 保育実施費	2,371,865	△54,399	2,317,466	1 報酬	△33,000	2 保育園費	△79,101			(寄附) 94	△79,195	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,101,132 / △79,101 / 1,022,031				

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(5 保育実施費)				2							会計年度任用職員	
				給料	△15,000						・報酬 △33,000	
				3							・給料 △15,000	
				職員手当等	△19,600						・職員手当 △19,600	
				4							・社会保険料 △12,500	
				共済費	△12,500						城端さくら保育園屋外用スタンドスピー	
				10							ーカー購入 △124	
			需用費	94						福野おひさま保育園一輪手押し車購入		
			17							47		
			備品購入費	△124							福野ひまわり保育園積木玩具購入 47	
			19								令和6年度子ども・子育て支援交付金	
			扶助費	24,702							返還金 1,029	
			22			9					補正前額 / 補正額 / 補正後額	
			償還金利子及び	1,029	施設型給付等	24,702	(国)			10,532	366,242 / 24,702 / 390,944	
			割引料		支援費		(県)				市内私立認定こども園施設型給付費	
							9,865				22,226	
							4,305				市外認定こども園施設型給付費 2,476	
						計	△54,399	14,170		94	△68,663	
計	4,438,897	△93,208	4,345,689				△93,208	75,619	△2,500	△71,914	△94,413	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

1			18		3						補正前額 / 補正額 / 補正後額
保健衛生総務費	1,395,779	5,110	1,400,889	負担金補助及び	8,860	病院事業会計	△35,026				△35,026
				交付金		繰出金					1,129,468 / △35,026 / 1,094,442
											繰出金 △35,026

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明									
				区 分	金額			特定財源				一般財源								
								国県支出金	地方債	その他										
(1 保健衛生 総務費)				20	△3,750	4	△3,750				△3,750	補正前額 / 補正額 / 補正後額 32,446 / △3,750 / 28,696 看護学生等修学資金貸与金 △3,750								
				貸付金		6							43,886			43,886	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,362 / 43,886 / 62,248 公立南砺中央病院介護医療院経営支援 負担金 42,766 障がい者雇用推進事業負担金 1,120			
						保健衛生施設 負担金												計	5,110	5,110
2	339,172	△50,689	288,483	11	△1,260	2	△50,689			(諸収) △60,409	9,720	補正前額 / 補正額 / 補正後額 323,901 / △50,689 / 273,212 高齢者予防接種 ・通信費 △1,260 ・予防接種業務委託料 △49,595 令和6年度(繰越分)感染症予防事業 費等国庫負担金返還金 143 令和5年度新型コロナウイルスワクチ ン接種体制確保事業費国庫補助金返還 金 23								
予防費				12		△49,595														
				委託料													22	166		
		償還金利子及び 割引料																		
4	434,988	△37,724	397,264	18	△37,724	1	△37,724				△37,724	補正前額 / 補正額 / 補正後額 434,988 / △37,724 / 397,264 繰出金 △37,724								
上水道費				負担金補助及び 交付金		水道事業会計 繰出金														
5	91,247	△7,465	83,782	12	△7,465	1	△7,465	(県) △365		(諸収) △914	△6,186	補正前額 / 補正額 / 補正後額 83,694 / △7,465 / 76,229 がん検診等業務委託料 △7,465								
健康増進対策費				委託料		疾病予防対策 費														

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
6 母子保健費	79,553	△3,916	75,637	12	△3,005	1	△1,106				△1,106	補正前額 / 補正額 / 補正後額
				委託料		すこやか親子						26,259 / △1,106 / 25,153
				19	△1,106	2	△2,810				△2,810	補正前額 / 補正額 / 補正後額
				扶助費		母子健康診査						30,225 / △2,810 / 27,415
22	195	費	△2,810				△2,810	妊産婦・乳児健康診査業務委託料				
償還金利子及び 割引料								△3,005				
						計	△3,916				△3,916	令和 6 年度母子保健衛生費国庫補助金 返還金 195
計	2,347,710	△94,684	2,253,026				△94,684	△365		△61,323	△32,996	

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

2 環境衛生費	903,064	△4,917	898,147	10	△7,300	1	△2,790				△2,790	補正前額 / 補正額 / 補正後額
				需用費		ごみ処理費						809,238 / △2,790 / 806,448
				12	△2,127	2	△2,127				△2,127	補正前額 / 補正額 / 補正後額
				委託料		資源再利用等 推進費						38,757 / △2,127 / 36,630
14	4,510	計	△4,917				△4,917	剪定枝等集積・再資源化業務委託料				
工事請負費								△2,127				
計	1,026,159	△4,917	1,021,242				△4,917				△4,917	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
3 農業振興費	741,710	△24,634	717,076	12	250	6	△4,369	(県)	△3,748		△621	補正前額 / 補正額 / 補正後額 55,074 / △4,369 / 50,705 経営発展支援事業補助金 △4,369	
				委託料		水田農業経営 体活性化対策 費							
				17	△3,375	7	0	(国)	△12,290		12,290	補正前額 / 補正額 / 補正後額 40,494 / 0 / 40,494 財源振替	
				備品購入費	土地利用型農 業活性化対策 費								
				18	△22,317	8	808	(県)	△1,200	△1,200			補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,341 / △1,200 / 23,141 新規就農者育成総合対策事業補助金 △1,200
				負担金補助及び 交付金		担い手育成対 策費							
				22		12		(県)	0	△300		300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 176,686 / 0 / 176,686 財源振替
償還金利子及び 割引料		16		(国)	△2,515	△150		△1,865	補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,419 / △2,515 / 21,904 農産物販路拡大支援事業業務委託料 △300 野菜価格安定資金造成負担金 △1,465 富山県女性の就農環境整備事業補助金 △750				
		特産物振興対 策費	(県)	△500									
		20		(県)	△12,875	△9,500		△3,375	補正前額 / 補正額 / 補正後額 50,188 / △12,875 / 37,313 農業用機械整備事業 △3,375				
		中山間地域対 策費											

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
(3 農業振興費)											富山県農村型地域運営組織形成推進事業補助金 △9,500			
						21	多面的機能支払交付金費	△3,299	(県)	△2,490		△809	補正前額 / 補正額 / 補正後額 314,801 / △3,299 / 311,502 多面的機能支払交付金 △3,299	
						23	環境保全型農業直接支援対策費	△2,154	(県)	△1,615		△539	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,280 / △2,154 / 11,126 環境保全型農業直接支払交付金 △2,154	
						24	有機農業産地づくり推進事業費	1,358	(国)	△440	(諸収)	808	990	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,047 / 1,358 / 4,405 南砺アグリスクール開校業務委託料 550 有機転換推進事業補助金返還金 808
						25	地域計画策定推進緊急対策費	420	(県)	420				補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,600 / 420 / 6,020 機構集積協力金 420
						計		△24,634	△31,813			808	6,371	
4 畜産振興費	12,275	0	12,275			1	畜産振興対策費	0	(国)	1,376		△1,376	補正前額 / 補正額 / 補正後額 11,559 / 0 / 11,559 財源振替	
9 農業施設管理費	112,254	△3,019	109,235	14 工事請負費	△3,019	1	農業施設管理費	△3,019				△3,019	補正前額 / 補正額 / 補正後額 112,254 / △3,019 / 109,235 桜ヶ池ふれあい広場施設等解体工事	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(9 農業施設管理費)												△3,019
計	1,016,873	△27,653	989,220				△27,653	△30,437		808	1,976	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

1 農地総務費	254,450	185,929	440,379	18 負担金補助及び 交付金	185,929	4 県営土地改良 費	197,953	(地)	198,200	△247	補正前額 / 補正額 / 補正後額 154,033 / 197,953 / 351,986 県営土地改良事業負担金 197,953
						5 県単土地改良 費	0	(地)	2,500	△2,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,400 / 0 / 24,400 財源振替
						6 市単土地改良 費	△12,024			△12,024	補正前額 / 補正額 / 補正後額 32,000 / △12,024 / 19,976 市単独土地改良事業補助金 △12,024
						計	185,929		200,700	△14,771	
計	255,298	185,929	441,227				185,929		200,700	△14,771	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

2 林業振興費	169,826	△5,797	164,029	12 委託料	△4,038	2 森林育成対策 費	△1,759			△1,759	補正前額 / 補正額 / 補正後額 109,278 / △1,759 / 107,519 森林環境保全直接支援事業補助金 △3,322 県単独森林整備事業補助金 1,563
				18 負担金補助及び 交付金	△1,759						

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 林業振興費)						5 森林整備センター造林費	△4,038			(諸収) △4,147	109	補正前額 / 補正額 / 補正後額 30,198 / △4,038 / 26,160 分収林造林事業業務委託料 △4,038
						計	△5,797			△4,147	△1,650	
5 緑化推進費	67,592	700	68,292	12 委託料	700	2 園芸植物園管理運営費	640				640	補正前額 / 補正額 / 補正後額 35,820 / 640 / 36,460 指定管理料 640
						3 カイニョと椿の森管理費	60				60	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,903 / 60 / 17,963 指定管理料 60
						計	700				700	
6 林業施設維持費	31,589	△8,393	23,196	18 負担金補助及び交付金	△8,393	2 林業構造改善費	△8,393	(県) △8,111			補正前額 / 補正額 / 補正後額 △282 20,260 / △8,393 / 11,867 高性能林業機械等整備助成事業補助金 △8,393	
8 地籍調査費	33,050	△4,500	28,550	12 委託料	△4,500	1 地籍調査事業費	△4,500	(県) △5,571		1,071	補正前額 / 補正額 / 補正後額 33,050 / △4,500 / 28,550 地籍調査業務委託料 △4,500	
計	567,089	△17,990	549,099				△17,990	△13,682		△4,147	△161	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

2 商工振興費	600,835	2,304	603,139	12 委託料	1,804	1 地域産業振興	2,304	(国) 1,152		(寄附) 7,443	△6,291	補正前額 / 補正額 / 補正後額 139,095 / 2,304 / 141,399
------------	---------	-------	---------	-----------	-------	-------------	-------	--------------	--	---------------	--------	--

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 商工振興費)				18 負担金補助及び 交付金	500	事業費					地域商社機能推進業務委託料 1,804 南砺ブランド商品開発支援事業補助金 1,000 クラフトバレー出展負担金 △500	
				3 商工振興費		0			(繰入) △10,500	10,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 209,992 / 0 / 209,992 財源振替	
				計	2,304	1,152		△3,057	4,209			
3 観光費	454,007	△53,430	400,577	12 委託料 13 使用料及び賃借 料 18 負担金補助及び 交付金	△28,415 2,500 △27,515	1 観光推進費	△53,430	(国) △25,065	(地) △3,300	(寄附) 2,569 (繰入) △32,200 (財運) △1,000 (諸収) △1,402	6,968 補正前額 / 補正額 / 補正後額 454,007 / △53,430 / 400,577 世界遺産登録30周年白川村観光連携 事業業務委託料 △1,402 南砺市観光事業者応援電子クーポン発 行業務委託料 △32,000 ソーリズムEXPOジャパン出展事業 業務委託料 4,987 観光人流データ使用料 2,500 とやま観光推進機構DMO活動費等負 担金 1,885 大阪・関西万博関連事業負担金 △25,000 城端むぎや祭補助金 △2,500 つばきのさとまつり補助金 △100 南砺いのくち椿まつり補助金 △1,700 福光ねつおくり七夕祭り補助金	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(3 観光費)											△1,400 五箇山麦屋まつり補助金 △200 四季の五箇山補助金 △1,500 観光資源発掘事業補助金 △1,500 南砺ブランドプロモーション推進事業補助金 4,500	
4 企業立地推進費	808,443	7,086	815,529	12 委託料	7,086	2 PLAY EARTH PARK推進費	7,086			(寄附) 637	6,449	補正前額 / 補正額 / 補正後額 333,890 / 7,086 / 340,976 無電柱化工事等業務委託料 7,086
5 商工観光施設維持費	529,177	△3,382	525,795	12 委託料	1,470	1 商工施設維持費	1,270				1,270	補正前額 / 補正額 / 補正後額 93,224 / 1,270 / 94,494 指定管理料 1,270
				14 工事請負費	1,338	3 桂湖施設維持費	30				30	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,101 / 30 / 19,131 指定管理料 30
				22 償還金利子及び割引料	△6,190	19 道の駅福光「なんと一福茶屋」管理費	170				170	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,327 / 170 / 8,497 指定管理料 170
						38 温泉施設維持費	△4,852				△4,852	補正前額 / 補正額 / 補正後額 100,617 / △4,852 / 95,765 桜ヶ池クアガーデンペレットボイラー修繕工事 1,338 天竺温泉の郷貸付に係る国庫返還金

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(5 商工観光 施設維持費)						計	△3,382				△3,382	△6,190
計	2,660,435	△47,422	2,613,013				△47,422	△23,913	△3,300	△34,453	14,244	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	618,960	△484	618,476	16 公有財産購入費	△484	4 道路橋梁施設 整備費(単独)	△484				△484	補正前額 / 補正額 / 補正後額 115,953 / △484 / 115,469 道路用地取得 △484
2 道路改良費	1,221,680	8,472	1,230,152	12 委託料	2,868	1 道路新設改良 費(補助)	0	(地) 7,100	(繰入) △3,300	△3,800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 894,434 / 0 / 894,434 節組替及び財源組替	
				14 工事請負費	11,781	2 道路新設改良 費(単独)	0	(地) 100	(諸収) △18,263	18,163	補正前額 / 補正額 / 補正後額 304,389 / 0 / 304,389 節組替及び財源組替	
				16 公有財産購入費	2,670	4 県道整備費	8,472				8,472	補正前額 / 補正額 / 補正後額 22,857 / 8,472 / 31,329 県営事業負担金 8,472
				18 負担金補助及び 交付金	8,472	21 補償補てん及び 賠償金	△17,319	計	8,472		7,200	△21,563
4 除雪対策費	822,778	140,380	963,158	10 需用費	34,000	1 除雪対策費	144,000			144,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 697,916 / 144,000 / 841,916	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明								
				区 分	金額			特定財源				一般財源							
								国県支出金	地方債	その他									
(4 除雪対策費)				12	110,000							凍結防止剤等購入	7,000						
				委託料									除雪機械等修繕料	27,000					
				17	△3,620							4	△3,620	(県)	(地)	(負担)	△20	補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				備品購入費															地域ぐるみ除雪促進費
計			140,380	△545	△900	△2,155	143,980	小型除雪機械購入	△3,620										
5	204,510	11,100	215,610	10	11,100	1	11,100				11,100	補正前額 / 補正額 / 補正後額							
消融雪施設維持費			需用費			消融雪装置管理費						11,100	204,510 / 11,100 / 215,610						
計	2,978,255	159,468	3,137,723				159,468	△545	6,300	△23,718	177,431	維持管理費	11,100						

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

1	247,886	0	247,886		1	河川管理費	0		(地)	2,000		△2,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額	242,173 / 0 / 242,173
計	248,623	0	248,623				0		2,000		△2,000	財源振替		

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

1	74,390	△205	74,185	18	2	都市計画管理費	△205	(県)	△102			△103	補正前額 / 補正額 / 補正後額	3,460 / △205 / 3,255
都市計画総務費			負担金補助及び交付金										景観づくり事業補助金	△205

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
2 都市計画街路費	199,302	△30,167	169,135	12	△3,000	1	0				補正前額 / 補正額 / 補正後額 152,307 / 0 / 152,307 節組替			
				14		3								
				18		△30,167		県街路整備費	△30,167	(地)		△6,100	△24,067	補正前額 / 補正額 / 補正後額 46,995 / △30,167 / 16,828 県営街路事業負担金 △30,167
				21		△2,000		負担金補助及び 交付金 補償補てん及び 賠償金						
				計		計	△30,167		△6,100		△24,067			
3 下水道費	1,418,426	△82,885	1,335,541	23	△82,885	1	△82,885				△82,885	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,418,426 / △82,885 / 1,335,541 繰出金 △82,885		
計	1,734,368	△113,257	1,621,111				△113,257	△102	△6,100		△107,055			

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

1 住宅管理費	162,324	△15,104	147,220	10	△4,000	1	△6,200				△6,200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 128,185 / △6,200 / 121,985 市営住宅修繕料 △4,000 市営住宅ケーブルテレビ光化工事負担 金 △2,200
				18	△11,104							

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 住宅管理費)						2 住宅支援事業費	△8,904	(国) △2,386			△2,466	補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,139 / △8,904 / 25,235 木造住宅耐震改修支援事業補助金 △7,000 瓦屋根耐風改修支援事業補助金 △1,104 克雪住宅普及事業補助金 △800
						計	△15,104	△6,438				
3 住宅施設管理費	39,253	0	39,253			1 住宅施設管理費	0	(国) △8,159			8,159	補正前額 / 補正額 / 補正後額 39,253 / 0 / 39,253 財源振替
計	201,577	△15,104	186,473				△15,104	△14,597			△507	

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

1 常備消防費	993,962	14,413	1,008,375	18 負担金補助及び 交付金	14,413	1 常備消防費	14,413				14,413	補正前額 / 補正額 / 補正後額 993,962 / 14,413 / 1,008,375 砺波地域消防組合共通分担金 14,413
2 非常備消防費	216,241	△10,400	205,841	17 備品購入費	△10,400	3 消防団施設費	△10,400		(地) △10,400			補正前額 / 補正額 / 補正後額 112,497 / △10,400 / 102,097 消防救急デジタル無線移動局無線機購 入 △10,400
計	1,226,629	4,013	1,230,642				4,013		△10,400		14,413	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 事務局費	284,475	△5,429	279,046	12 委託料	△5,429	8 山村留学事業費	△5,429		(地) △5,100	(諸収) △5,690	5,361	補正前額 / 補正額 / 補正後額 90,892 / △5,429 / 85,463 山村留学定住事業業務委託料 △5,429
4 教育センター費	271,102	△35,524	235,578	12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 17 備品購入費	△7,280 △11,213 △660 △16,371	2 教育センター運営費	△35,524		(地) △2,800	(繰入) △26,600	△6,124	補正前額 / 補正額 / 補正後額 260,355 / △35,524 / 224,831 学校ネットワーク再構築事業 ・設計監理業務委託料 △2,310 ・サーバー機器更新業務委託料 △4,970 ・学習系ネットワーク引込工事 △660 教育ネットワークライセンス等使用料 △11,213 教職員用端末購入 △16,371
計	558,887	△40,953	517,934				△40,953		△7,900	△32,290	△763	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

1 小学校管理費	412,036	0	412,036			4 小学校施設整備費	0	(国) △4,980			4,980	補正前額 / 補正額 / 補正後額 151,033 / 0 / 151,033 財源振替
3 小学校教育振興費	386,777	△22,106	364,671	1 報酬 3 職員手当等	△6,000 △8,500	1 小学校教育振興費	△16,856	(国) △77,899 (県) 77,570		(繰入) △1,100	△15,427	補正前額 / 補正額 / 補正後額 362,361 / △16,856 / 345,505 会計年度任用職員 ・報酬 △6,000

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(3 小学校教育振興費)				7							・職員手当 △8,500 理科実験準備等支援事業 ・アシスタント謝礼 △495 ・アシスタント旅費 △99 ・活動保険料 △1 I C T 教育振興事業 ・教育支援ソフト等使用料 △861 ・学習者用端末等購入 △783 ・電子黒板購入 △117	
				報償費	△495							
				8								
				旅費	△99							
				11								
				役務費	△1							
				12								
委託料	△550											
				13		2	△5,250			(繰入)	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,076 / △5,250 / 14,826 進要保護児童生徒就学援助費 △5,250	
				使用料及び賃借料	△861							
				17								
				備品購入費	△350							
				19								
				扶助費	△5,250							
				計			△22,106	△329		△4,700	△17,077	
4 スクールバス運行費	89,260	4	89,264	10		1	4				補正前額 / 補正額 / 補正後額 4 89,260 / 4 / 89,264 維持管理費 568 車両等修繕料 2,371 車検・点検手数料 539 自賠責保険料 51 運行業務委託料 △3,525	
				需用費	2,939							
				11								
				役務費	539							
				12								
				委託料	△3,525							
26												
公課費	51											
計	1,084,773	△22,102	1,062,671				△22,102	△5,309		△4,700	△12,093	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 中学校管理費	305,564	△21,084	284,480	1 報酬	700	2 中学校管理費	700				700	補正前額 / 補正額 / 補正後額 177,228 / 700 / 177,928 会計年度任用職員報酬 700	
				12 委託料	△3,073	4 中学校施設整 備費	△21,784		(地) △22,200		416	補正前額 / 補正額 / 補正後額 111,210 / △21,784 / 89,426 井波中学校体育館空調設備整備事業 ・設計、監理業務委託料 △3,073 ・整備工事 △18,711	
				14 工事請負費	△18,711								
				計		△21,084		△22,200			1,116		
2 中学校給食費	151,520	△2,000	149,520	1 報酬	△2,000	2 中学校給食費	△2,000				△2,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 123,124 / △2,000 / 121,124 会計年度任用職員報酬 △2,000	
3 中学校教育振興 費	224,305	△17,644	206,661	1 報酬	△7,396	1 中学校教育振 興費	△15,278	(国) △40,300 (県) 35,805	(繰入) △500	△10,283	補正前額 / 補正額 / 補正後額 202,156 / △15,278 / 186,878 会計年度任用職員 ・報酬 △2,500 ・職員手当 △5,500 部活動指導員報酬 △4,896 地域部活動指導者謝礼 △1,645 I C T教育振興事業 ・学習者用端末設定業務委託料 △330 ・フィルタリングソフト等使用料 △407		

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 中学校教育振興費)				委託料	△330	2	△1,860			(繰入)	△560	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,568 / △1,860 / 15,708 準要保護児童生徒就学援助費 △1,860
				13 使用料及び賃借料	△407	中学校就学援助費						
				19 扶助費	△1,860	4 地域ぐるみ心の教育推進事業費	△506	(県) △269	△237	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,681 / △506 / 1,175 14歳の挑戦事業 ・指導ボランティア謝礼 △369 ・事務費 △74 ・活動実績報告書印刷 △23 ・通信費 △6 ・生徒、指導ボランティア損害保険料 △34		
				計			△17,644	△4,764		△1,800	△11,080	
計	681,389	△40,728	640,661				△40,728	△4,764	△22,200	△1,800	△11,964	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

5 文化財保護費	175,344	△2,786	172,558	12 委託料	△1,400	1 文化財保護費	△1,386				△1,386	補正前額 / 補正額 / 補正後額 36,992 / △1,386 / 35,606 福野横町曳山山蔵整備事業補助金 △1,386
				18 負担金補助及び交付金	△1,386	2 埋蔵文化財調査費	△1,400	(国) △1,097 (県) △548	245	補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,769 / △1,400 / 14,369 才川七地区埋蔵文化財試掘調査業務委託料 △1,400		

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明					
				区 分	金額			特定財源			一般財源						
								国県支出金	地方債	その他							
(5 文化財保護費)						3 世界遺産関係費	0			(寄附) 100	△100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 105,324 / 0 / 105,324 財源振替					
						計	△2,786	△1,645		100	△1,241						
6 芸術文化推進費	66,974	△1,486	65,488	12 委託料	△460	1 芸術文化推進費	△1,026					△1,026	補正前額 / 補正額 / 補正後額 29,389 / △1,026 / 28,363 文化と教育の先端自治体連合事業 ・レンタカー賃借料 △26 ・事業負担金 △1,000				
						13 使用料及び賃借料	△26										
						18 負担金補助及び交付金	△1,000					6 利賀芸術公園管理費	△460			△460	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,133 / △460 / 19,673 指定管理料 △460
						計	△1,486					△1,486			△1,486		
9 教育文化施設費	293,667	1,450	295,117	12 委託料	1,450	5 文化センター管理費	1,450				1,450	補正前額 / 補正額 / 補正後額 233,181 / 1,450 / 234,631 文化センター指定管理料 1,450					
計	1,158,295	△2,822	1,155,473				△2,822	△1,645		100	△1,277						

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

1 体育総務費	86,312	△9,000	77,312	18 負担金補助及び交付金	△9,000	2 体育団体体育成費	△9,000					△9,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 52,155 / △9,000 / 43,155 南砺市スポーツ協会補助金 △9,000
------------	--------	--------	--------	------------------	--------	---------------	--------	--	--	--	--	--------	--

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 体育振興費	12,410	0	12,410			2 生涯スポーツ 推進費	0			(寄附) 100	△100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,410 / 0 / 12,410 財源振替
3 体育施設費	420,318	△160	420,158	12 委託料	△160	1 社会体育館管 理費	1,260				1,260	補正前額 / 補正額 / 補正後額 206,597 / 1,260 / 207,857 社会体育施設等指定管理料 1,260
						4 プール管理費	△1,420				△1,420	補正前額 / 補正額 / 補正後額 128,913 / △1,420 / 127,493 城端温水プール等指定管理料 △1,420
						計	△160				△160	
計	519,040	△9,160	509,880				△9,160			100	△9,260	

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産業施設災害復旧費

1 農業用施設等災 害復旧費	601,769	△66,499	535,270	12 委託料	△66,499	2 農業用施設等 災害復旧費 (単 独)	△66,499	(県) 43,382			△109,881	補正前額 / 補正額 / 補正後額 160,000 / △66,499 / 93,501 農業用施設等災害測量設計業務委託料 △66,499
2 林道災害復旧費	26,000	0	26,000			2 林道災害復旧 費 (単独)	0	(県) 2,166			△2,166	補正前額 / 補正額 / 補正後額 6,000 / 0 / 6,000 財源振替
計	627,769	△66,499	561,270				△66,499	45,548			△112,047	

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立金	18,868	△1,400	17,468	24 積立金	△1,400	1 財政調整基金積立金	△1,400			(財運) △1,400		補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,868 / △1,400 / 17,468 積立金 △1,400
2 減債基金積立金	28,581	200,292	228,873	24 積立金	200,292	1 減債基金積立金	200,292			(財運) △3,700	203,992	補正前額 / 補正額 / 補正後額 28,581 / 200,292 / 228,873 積立金 200,292
3 施設等整備基金積立金	9,969	150,000	159,969	24 積立金	150,000	1 施設等整備基金積立金	150,000				150,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,969 / 150,000 / 159,969 積立金 150,000
4 国際交流基金積立金	487	15,000	15,487	24 積立金	15,000	1 国際交流基金積立金	15,000				15,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 487 / 15,000 / 15,487 積立金 15,000
5 社会福祉基金積立金	0	35,000	35,000	24 積立金	35,000	1 社会福祉基金積立金	35,000				35,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 35,000 / 35,000 積立金 35,000
30 過疎地域自立促進基金積立金	2,757	116,700	119,457	24 積立金	116,700	1 過疎地域自立促進基金積立金	116,700		(地) 116,700			補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,757 / 116,700 / 119,457 積立金 116,700
32 すこやか子育て基金積立金	7,360	150,000	157,360	24 積立金	150,000	1 すこやか子育て基金積立金	150,000				150,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,360 / 150,000 / 157,360 積立金 150,000
33 地方創生推進基金積立金	8,371	285,000	293,371	24 積立金	285,000	1 地方創生推進基金積立金	285,000			(寄附) 85,000	200,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,371 / 285,000 / 293,371 積立金 285,000

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
36 商工観光振興基金積立金	5,807	297,200	303,007	24 積立金	297,200	1 商工観光振興基金積立金	297,200			(財運) △1,900	299,100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,807 / 297,200 / 303,007 積立金 297,200
37 子ども未来創造基金積立金	4,194	50,000	54,194	24 積立金	50,000	1 子ども未来創造基金積立金	50,000				50,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,194 / 50,000 / 54,194 積立金 50,000
38 森林環境譲与税基金積立金	71,619	△6,688	64,931	24 積立金	△6,688	1 森林環境譲与税基金積立金	△6,688				△6,688	補正前額 / 補正額 / 補正後額 71,619 / △6,688 / 64,931 積立金 △6,688
40 南砺応援基金積立金	100	2,500	2,600	24 積立金	2,500	1 南砺応援基金積立金	2,500			(寄附) 2,500		補正前額 / 補正額 / 補正後額 100 / 2,500 / 2,600 積立金 2,500
計	172,256	1,293,604	1,465,860				1,293,604		116,700	80,500	1,096,404	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計					
補正後	長 等	3		26,760	(3.50月分) 10,927		291	37,978	7,002	9,099	54,079	
	議 員	17	78,840		(3.50月分) 32,194			111,034	21,074		132,108	
	その他の特別職	2,273	98,620					98,620			98,620	
	計	2,293	177,460	26,760	43,121		291	247,632	28,076	9,099	284,807	
補正前	長 等	3		26,760	(3.50月分) 10,927		291	37,978	7,002	9,099	54,079	
	議 員	17	78,840		(3.50月分) 32,194			111,034	21,074		132,108	
	その他の特別職	2,273	98,457					98,457			98,457	
	計	2,293	177,297	26,760	43,121		291	247,469	28,076	9,099	284,644	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職		163					163			163	
	計		163					163			163	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(454) 605	678,907	2,208,027	1,418,439	4,305,373	812,534	364,759	5,482,666	
補正前	(455) 607	730,167	2,229,527	1,458,391	4,418,085	826,334	364,759	5,609,178	
比較	(△1) △2	△ 51,260	△ 21,500	△ 39,952	△ 112,712	△ 13,800		△ 126,512	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	51,588	41,094	14,423	45,605	17,854	92,839	9	
	補正前	51,588	41,094	14,423	46,146	17,854	95,175		
	比較				△ 541		△ 2,336	9	
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,438	2,741	616,191	501,162	33,495		
	補正前		1,580	2,741	636,897	517,398	33,495		
	比較		△ 142		△ 20,706	△ 16,236			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(25) 488		1,915,787	1,078,325	2,994,112	588,348	341,480	3,923,940	
補 正 前	(25) 488		1,915,787	1,080,794	2,996,581	588,348	341,480	3,926,409	
比 較				△ 2,469	△ 2,469			△ 2,469	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	51,588	41,094	14,423	38,877	11,974	92,839	9	
	補正前	51,588	41,094	14,423	38,877	11,974	95,175		
	比 較						△ 2,336	9	
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,438	2,741	438,920	351,167	33,255		
	補正前		1,580	2,741	438,920	351,167	33,255		
	比 較		△ 142						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(429) 117	678,907	292,240	340,114	1,311,261	224,186	23,279	1,558,726	
補 正 前	(430) 119	730,167	313,740	377,597	1,421,504	237,986	23,279	1,682,769	
比 較	(△ 1) △ 2	△ 51,260	△ 21,500	△ 37,483	△ 110,243	△ 13,800		△ 124,043	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				6,728	5,880			
	補正前				7,269	5,880			
	比 較				△ 541				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				177,271	149,995	240		
	補正前				197,977	166,231	240		
	比 較				△ 20,706	△ 16,236			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 21,500	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 21,500	会計年度任用職員の勤務実績に伴う減
職 員 手 当	△ 39,952	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 39,952	時間外勤務手当の減 △ 2,336 会計年度任用職員に係る増減分 △ 37,483 その他手当の増減分 △ 133

地方債の令和6年度末における現在高及び令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和6年度末 現在高	令和6年度 繰越事業 起債見込額	令和7年度中増減見込額						令和7年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,668,998	164,100	278,600	140,900	419,500	342,260		342,260	3,910,338
(1) 総務債	38,613					3,963		3,963	34,650
(2) 民生債	1,088					363		363	725
(3) 衛生債	399,073	10,600	27,700		27,700	33,313		33,313	404,060
(4) 農林水産業債	974,340	124,300	136,300	139,800	276,100	74,112		74,112	1,300,628
(5) 商工債	20,311					3,377		3,377	16,934
(6) 土木債	1,010,388	29,200	114,600	1,100	115,700	118,885		118,885	1,036,403
(7) 消防債	15,831					2,173		2,173	13,658
(8) 教育債	1,209,354					106,074		106,074	1,103,280
2. 災害復旧債	254,468	87,700	142,000		142,000	20,032		20,032	464,136
(1) 補助災害復旧債	254,468	87,700	142,000		142,000	20,032		20,032	464,136
(2) 単独災害復旧債									
3. その他	29,619,154	463,800	2,499,000	91,500	2,590,500	4,671,595		4,671,595	28,001,859
(1) 辺地対策事業債	1,806,479	31,800	210,400	△ 800	209,600	274,631		274,631	1,773,248
(2) 過疎対策事業債	10,825,649	235,300	1,955,400	74,100	2,029,500	1,430,916		1,430,916	11,659,533
(3) 合併特例債	4,738,204					1,523,701		1,523,701	3,214,503
(4) 全国防災事業債	172,686					11,103		11,103	161,583
(5) 緊急防災・減災事業債	1,332,763	19,900	167,500	△ 42,200	125,300	242,202		242,202	1,235,761
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	22,502					4,500		4,500	18,002
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	413,441	139,000	71,100	58,400	129,500	29,866		29,866	652,075
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	162,237	37,800	64,700	4,500	69,200	10,134		10,134	259,103
(9) 緊急浚渫推進事業債	10,300					1,525		1,525	8,775
(10) 脱炭素化推進事業債	31,300		12,900		12,900	7,300		7,300	36,900
(11) こども・子育て支援事業債			8,000	△ 2,500	5,500				5,500
(12) デジタル活用推進事業債			9,000		9,000				9,000
(13) 減税補填債	12,074					8,572		8,572	3,502
(14) 臨時財政対策債	10,056,794					1,121,360		1,121,360	8,935,434
(15) 減収補てん債	34,725					5,785		5,785	28,940
合 計	33,542,620	715,600	2,919,600	232,400	3,152,000	5,033,887		5,033,887	32,376,333

議案第13号

令和7年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,123千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,749,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		780,602	30,370	810,972
	1 国民健康保険税	780,602	30,370	810,972
6 県支出金		3,573,414	△10,808	3,562,606
	3 県負担金・補助金	3,573,414	△10,808	3,562,606
8 財産収入		2,344	489	2,833
	1 財産運用収入	2,344	489	2,833
10 繰入金		349,114	△47,708	301,406
	1 繰入金	349,114	△47,708	301,406
11 繰越金		40,763	21,534	62,297
	1 繰越金	40,763	21,534	62,297
歳入合計		4,755,550	△6,123	4,749,427

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,407,562	△3,002	3,404,560
	4 出産育児諸費	7,504	△3,002	4,502
8 保健事業費		63,323	△4,129	59,194
	1 保健事業費	9,259	739	9,998
	2 健康診査等事業費	54,064	△4,868	49,196
9 基金積立金		2,344	489	2,833
	1 基金積立金	2,344	489	2,833
11 諸支出金		51,417	519	51,936
	1 償還金及び還付加算金	18,497	1,566	20,063
	2 繰出金	32,920	△1,047	31,873
歳 出 合 計		4,755,550	△6,123	4,749,427

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	780,602	30,370	810,972
6 県支出金	3,573,414	△10,808	3,562,606
8 財産収入	2,344	489	2,833
10 繰入金	349,114	△47,708	301,406
11 繰越金	40,763	21,534	62,297
歳入合計	4,755,550	△6,123	4,749,427

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	3,407,562	△3,002	3,404,560	△2		△3,000	
3 国民健康保険事業費納付金	1,097,301	0	1,097,301	△8,724		1,486	7,238
8 保健事業費	63,323	△4,129	59,194	△1,035			△3,094
9 基金積立金	2,344	489	2,833			489	
11 諸支出金	51,417	519	51,936	△1,047			1,566
歳 出 合 計	4,755,550	△6,123	4,749,427	△10,808		△1,025	5,710

2. 歳入

第 1 款 国民健康保険税

第 1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康 保険税	780,302	30,370	810,672	1	22,591	医療給付費分現年課税分 (一般) 22,591
				2	6,611	後期高齢者支援金等分現年課税分 (一般) 6,611
				3	2,670	介護納付金分現年課税分 (一般) 2,670
				4	△1,063	医療給付費分滞納繰越分 (一般) △1,063
				5	△428	後期高齢者支援金等分滞納繰越分 (一般) △428
				6	△11	介護納付金分滞納繰越分 (一般) △11
計	780,602	30,370	810,972			

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	3,573,121	△10,808	3,562,313	1 保険給付費等交付金 (普通交付金)	△2	保険給付費等交付金 (普通交付金) △2
----------------	-----------	---------	-----------	------------------------	----	----------------------

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
(1 保険給付費等交付金)				2	△10,806	保険者努力支援分	△8,378
						特別調整交付金分	△654
						特定健康診査等負担金	△1,774
計	3,573,414	△10,808	3,562,606				

第 8 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

1				1			
利子及び配当金	2,344	489	2,833	利子及び配当金	489	財政調整基金利子	489
計	2,344	489	2,833				

第 10 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1				1			
他会計繰入金	293,454	△1,514	291,940	一般会計繰入金	△1,514	保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：医療分）	△3,375
						保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：後期分）	△1,021
						保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：介護分）	31
						保険基盤安定負担金繰入金（保険者支援分：医療分）	4,310

第 10 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(1 他会計繰入金)						保険基盤安定負担金繰入金 (保険者支援分：後期分) 1,299
						保険基盤安定負担金繰入金 (保険者支援分：介護分) 391
						財政安定化支援事業繰入金 △149
						出産育児一時金繰入金 △3,000
2 基金繰入金	55,660	△46,194	9,466	1 財政調整基金繰入金	△46,194	財政調整基金繰入金 △46,194
計	349,114	△47,708	301,406			

第 11 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	40,763	21,534	62,297	1 前年度繰越金	21,534	前年度繰越金 21,534
計	40,763	21,534	62,297			

3. 歳出

第 2 款 保険給付費

第 4 項 出産育児諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 出産育児一時金	7,504	△3,002	4,502	11 18 11 18 負担金補助及び 交付金	△2 △3,000	1 出産育児一時 金	△3,002	(県) △2	(繰入) △3,000		補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,504 / △3,002 / 4,502 出産育児一時金 △3,002	
計	7,504	△3,002	4,502				△3,002	△2	△3,000			

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 1 項 医療給付費分

1 一般被保険者医 療給付費分	744,936	0	744,936			1 一般被保険者 医療給付費分	0	(県) △8,724	(繰入) 786	7,938	補正前額 / 補正額 / 補正後額 744,936 / 0 / 744,936 財源振替
計	745,186	0	745,186				0	△8,724	786	7,938	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後 期高齢者支援金 等分	266,378	0	266,378			1 一般被保険者 後期高齢者支 援金等分	0		(繰入) 278	△278	補正前額 / 補正額 / 補正後額 266,378 / 0 / 266,378 財源振替
計	266,428	0	266,428				0		278	△278	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 3 項 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 介護納付金分	85,687	0	85,687			1 介護納付金分	0			(繰入) 422	△422	補正前額 / 補正額 / 補正後額 85,687 / 0 / 85,687 財源振替
計	85,687	0	85,687				0			422	△422	

第 8 款 保健事業費

第 1 項 保健事業費

3 直営診療施設保 健事業費	5,891	739	6,630	27 繰出金	739	1 直営診療施設 保健事業費	739	(県) 739				補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,891 / 739 / 6,630 繰出金 739
計	9,259	739	9,998				739	739				

第 8 款 保健事業費

第 2 項 健康診査等事業費

1 特定健康診査等 事業費	54,064	△4,868	49,196	12 委託料	△4,868	1 特定健康診査 等事業費	△4,868	(県) △1,774			△3,094	補正前額 / 補正額 / 補正後額 47,269 / △4,868 / 42,401 特定健康診査業務委託料 △2,898 特定健診分人間ドック業務委託料 △1,970
計	54,064	△4,868	49,196				△4,868	△1,774			△3,094	

第 9 款 基金積立金

第 1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立金	2,344	489	2,833	24 積立金	489	1 財政調整基金積立金	489			(財運) 489		補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,344 / 489 / 2,833 積立金 489
計	2,344	489	2,833				489			489		

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

3 償還金	10,763	1,566	12,329	22 償還金利息及び 割引料	1,566	1 償還金	1,566				1,566	補正前額 / 補正額 / 補正後額 10,763 / 1,566 / 12,329 特定健康診査等負担金返還金 1,566
計	18,497	1,566	20,063				1,566				1,566	

第 11 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

1 直営診療施設繰出金	32,920	△1,047	31,873	27 繰出金	△1,047	1 直営診療施設繰出金	△1,047	(県) △1,047				補正前額 / 補正額 / 補正後額 32,920 / △1,047 / 31,873 繰出金 △1,047
計	32,920	△1,047	31,873				△1,047	△1,047				

議案第14号

令和7年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,104千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ364,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		165,487	3,003	168,490
	2 その他の診療収入	38,801	3,003	41,804
4 繰入金		193,803	△3,632	190,171
	1 繰入金	193,803	△3,632	190,171
5 繰越金		2,000	△1,657	343
	1 繰越金	2,000	△1,657	343
6 諸収入		3,740	182	3,922
	1 雑入	510	182	692
歳入合計		366,821	△2,104	364,717

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		258,951	△6,604	252,347
	1 施設管理費	258,951	△6,604	252,347
2 医業費		90,095	4,500	94,595
	1 医業費	90,095	4,500	94,595
歳 出 合 計		366,821	△2,104	364,717

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	165,487	3,003	168,490
4 繰入金	193,803	△3,632	190,171
5 繰越金	2,000	△1,657	343
6 諸収入	3,740	182	3,922
歳入合計	366,821	△2,104	364,717

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	258,951	△6,604	252,347			182	△6,786
2 医業費	90,095	4,500	94,595				4,500
歳 出 合 計	366,821	△2,104	364,717			182	△2,286

2. 歳入

第 1 款 診療収入

第 2 項 その他の診療収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 その他の診療収入	38,801	3,003	41,804	1 医科診療分	3,003	医科診療現年度分（その他） 3,003
計	38,801	3,003	41,804			

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 他会計繰入金	193,803	△3,632	190,171	2 国民健康保険事業特別 会計繰入金	△3,632	国民健康保険事業特別会計繰入金 △3,632
計	193,803	△3,632	190,171			

第 5 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	2,000	△1,657	343	1 前年度繰越金	△1,657	前年度繰越金 △1,657
計	2,000	△1,657	343			

第 6 款 諸収入

第 1 項 雑入

1 雑入	510	182	692	1 雑入	182	雑入 182
計	510	182	692			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	258,951	△6,604	252,347	12 委託料	△6,604	2 一般管理費	△6,604			(諸収) 182	△6,786	補正前額 / 補正額 / 補正後額 123,583 / △6,604 / 116,979 代診医派遣業務委託料 △1,800 窓口業務委託料 △4,804
計	258,951	△6,604	252,347				△6,604			182	△6,786	

第 2 款 医業費

第 1 項 医業費

4 医業費	90,095	4,500	94,595	10 需用費	4,500	1 医業費	4,500				4,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 90,095 / 4,500 / 94,595 事務費 4,500
計	90,095	4,500	94,595				4,500				4,500	

議案第15号

令和7年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,909,189千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		798,099	60,135	858,234
	1 後期高齢者医療保険料	798,099	60,135	858,234
3 繰入金		1,037,235	△7,409	1,029,826
	1 一般会計繰入金	1,037,235	△7,409	1,029,826
4 繰越金		500	1,266	1,766
	1 繰越金	500	1,266	1,766
5 諸収入		2,516	16,797	19,313
	5 雑入	0	16,797	16,797
歳入合計		1,838,400	70,789	1,909,189

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,826,287	53,992	1,880,279
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,826,287	53,992	1,880,279
4 諸支出金		1,303	16,797	18,100
	2 繰出金	50	16,797	16,847
歳 出 合 計		1,838,400	70,789	1,909,189

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	798,099	60,135	858,234
3 繰入金	1,037,235	△7,409	1,029,826
4 繰越金	500	1,266	1,766
5 諸収入	2,516	16,797	19,313
歳入合計	1,838,400	70,789	1,909,189

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,826,287	53,992	1,880,279			△7,409	61,401
4 諸支出金	1,303	16,797	18,100			16,797	
歳 出 合 計	1,838,400	70,789	1,909,189			9,388	61,401

2. 歳入

第 1 款 後期高齢者医療保険料

第 1 項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	593,748	25,758	619,506	1 特別徴収現年度分	25,758	特別徴収現年度分（後期） 25,758
2 普通徴収保険料	204,351	34,377	238,728	1 普通徴収現年度分	33,927	普通徴収現年度分（後期） 33,927
				2 普通徴収滞納繰越分	450	普通徴収滞納繰越分（後期） 450
計	798,099	60,135	858,234			

第 3 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

1 事務費繰入金	55,565	151	55,716	1 事務費繰入金	151	事務費繰入金 151
2 保険基盤安定繰入金	178,781	△7,560	171,221	1 保険基盤安定繰入金	△7,560	保険基盤安定繰入金 △7,560
計	1,037,235	△7,409	1,029,826			

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	500	1,266	1,766	1 繰越金	1,266	繰越金 1,266
計	500	1,266	1,766			

第 5 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	0	16,797	16,797	1 雑入	16,797	雑入（事務費分） 5,415 雑入（療養給付費分） 11,382
計	0	16,797	16,797			

3. 歳出

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

第 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,815,604	53,992	1,869,596	18 負担金補助及び 交付金	53,992	1 後期高齢者医 療事務費分納 付金	151			(繰入) 151		補正前額 / 補正額 / 補正後額 46,518 / 151 / 46,669 事務費負担金 151
						2 後期高齢者医 療保険基盤安 定分納付金	△7,560			(繰入) △7,560		補正前額 / 補正額 / 補正後額 178,781 / △7,560 / 171,221 保険基盤安定制度負担金 △7,560
						4 後期高齢者医 療保険料納付 金	61,401				61,401	補正前額 / 補正額 / 補正後額 798,099 / 61,401 / 859,500 保険料負担金 61,401
						計	53,992			△7,409	61,401	
計	1,826,287	53,992	1,880,279				53,992			△7,409	61,401	

第 4 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

1 他会計繰出金	50	16,797	16,847	27 繰出金	16,797	1 一般会計繰出 金	16,797			(諸収) 16,797		補正前額 / 補正額 / 補正後額 50 / 16,797 / 16,847 繰出金 16,797
計	50	16,797	16,847				16,797			16,797		

議案第16号

令和7年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		67,986	△1,800	66,186
	2 手数料	67,986	△1,800	66,186
3 繰入金		144,843	△691	144,152
	1 繰入金	144,843	△691	144,152
4 繰越金		5,000	12,859	17,859
	1 繰越金	5,000	12,859	17,859
5 諸収入		4,710	△900	3,810
	2 受託事業収入	4,550	△900	3,650
歳入合計		222,539	9,468	232,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		215,225	△3,391	211,834
	1 介護福祉支援事業費	204,146	△3,531	200,615
	2 高齢者生活支援事業費	11,079	140	11,219
3 諸支出金			12,859	12,859
	1 繰出金		12,859	12,859
歳 出 合 計		222,539	9,468	232,007

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 介護福祉支援事業費	1 介護福祉支援事業費	デイサービスセンター運営費	4,070
合 計			4,070

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	67,986	△1,800	66,186
3 繰入金	144,843	△691	144,152
4 繰越金	5,000	12,859	17,859
5 諸収入	4,710	△900	3,810
歳入合計	222,539	9,468	232,007

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	215,225	△3,391	211,834			△3,391	
3 諸支出金	0	12,859	12,859				12,859
歳 出 合 計	222,539	9,468	232,007			△3,391	12,859

2. 歳入

第 1 款 使用料及び手数料

第 2 項 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 福祉事業手数料	67,986	△1,800	66,186	1	△1,000	ケアプラン作成手数料	△1,000
				3 ホームヘルプステーション事業手数料	△800	訪問介護保険者手数料	1,000
						訪問介護利用者手数料	△1,000
						障害者自立支援居宅介護市町村手数料	△800
計	67,986	△1,800	66,186				

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 他会計繰入金	144,843	△691	144,152	1	△691	在宅介護支援センター運営繰入金	△881
						デイサービスセンター運営繰入金	1,610
						ホームヘルプステーション運営繰入金	△1,560
						生活支援ハウス運営繰入金	140
計	144,843	△691	144,152				

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	5,000	12,859	17,859	1 前年度繰越金	12,859	在宅介護支援センター事業繰越金 5,050 デイサービスセンター事業繰越金 264 ホームヘルプステーション事業繰越金 7,361 生活ハウス事業繰越金 184
計	5,000	12,859	17,859			

第 5 款 諸収入

第 2 項 受託事業収入

1 受託事業収入	4,550	△900	3,650	1 受託事業収入	△900	在宅介護支援センター受託事業収入 △900
計	4,550	△900	3,650			

3. 歳出

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 在宅介護支援センター事業費	78,781	△2,781	76,000	2 給料	△2,781	2 在宅介護支援センター運営費	△2,781			(繰入) △881 (手数) △1,000 (諸収) △900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,732 / △2,781 / 15,951 会計年度任用職員給料 △2,781	
2 デイサービスセンター運営費	84,534	1,610	86,144	12 委託料	1,610	2 デイサービスセンター運営費	1,610			(繰入) 1,610	補正前額 / 補正額 / 補正後額 84,534 / 1,610 / 86,144 平・上平・利賀デイサービスセンター指定管理料 1,220 井口デイサービスセンター指定管理料 390	
3 ホームヘルプステーション運営費	39,868	△2,360	37,508	2 給料 12 委託料	△2,500 140	2 ホームヘルプステーション運営費	△2,360			(繰入) △1,560 (手数) △800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 22,833 / △2,360 / 20,473 会計年度任用職員給料 △2,500 五箇山ホームヘルプステーション指定管理料 140	
計	204,146	△3,531	200,615				△3,531			△3,531		

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 2 項 高齢者生活支援事業費

1 生活支援ハウス事業費	11,079	140	11,219	12 委託料	140	2 生活支援ハウス運営費	140			(繰入) 140	補正前額 / 補正額 / 補正後額 11,079 / 140 / 11,219 平高齢者生活福祉センターつつじ荘指定管理料 140
-----------------	--------	-----	--------	-----------	-----	-----------------	-----	--	--	-------------	---

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 2 項 高齢者生活支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	11,079	140	11,219				140			140		

第 3 款 諸支出金

第 1 項 繰出金

1				27		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
一般会計繰出金	0	12,859	12,859	繰出金	12,859	一般会計繰出金	12,859				12,859	0 / 12,859 / 12,859
計	0	12,859	12,859				12,859				12,859	繰出金 12,859

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(7) 12	8,854	45,098	26,689	80,641	16,160	5,470	102,271	
補 正 前	(7) 14	8,854	50,379	26,689	85,922	16,160	5,470	107,552	
比 較	△ 2		△ 5,281		△ 5,281			△ 5,281	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		750	282	1,055	360	2,000		
	補正前		750	282	1,055	360	2,000		
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				11,917	9,545	780		
	補正前				11,917	9,545	780		
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	10		39,189	20,417	59,606	12,008	5,470	77,084	
補 正 前	10		39,189	20,417	59,606	12,008	5,470	77,084	
比 較									

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		750	282	799	144	2,000		
	補正前		750	282	799	144	2,000		
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				8,765	6,897	780		
	補正前				8,765	6,897	780		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(7) 2	8,854	5,909	6,272	21,035	4,152		25,187	
補 正 前	(7) 4	8,854	11,190	6,272	26,316	4,152		30,468	
比 較	△ 2		△ 5,281		△ 5,281			△ 5,281	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				256	216			
	補正前				256	216			
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				3,152	2,648			
	補正前				3,152	2,648			
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 5,281	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 5,281	会計年度任用職員の勤務実績に伴う減
職 員 手 当		制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分		

議案第17号

令和7年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 手数料		183,600	947	184,547
	1 手数料	183,600	947	184,547
2 財産収入		550	200	750
	1 財産運用収入	550	200	750
3 繰越金		2,500	3,966	6,466
	1 繰越金	2,500	3,966	6,466
4 諸収入		4,350	△1,013	3,337
	3 受託事業収入	4,013	△1,013	3,000
8 繰入金		18,650	△3,900	14,750
	1 繰入金	18,650	△3,900	14,750
歳入合計		209,650	200	209,850

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		550	200	750
	1 基金積立金	550	200	750
歳出合計		209,650	200	209,850

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 手数料	183,600	947	184,547
2 財産収入	550	200	750
3 繰越金	2,500	3,966	6,466
4 諸収入	4,350	△1,013	3,337
8 繰入金	18,650	△3,900	14,750
歳入合計	209,650	200	209,850

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	205,105	0	205,105			△1,013	1,013
3 基金積立金	550	200	750			200	
歳 出 合 計	209,650	200	209,850			△813	1,013

2. 歳入

第 1 款 手数料

第 1 項 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 訪問看護事業手数料	183,600	947	184,547	1 訪問看護事業手数料	947	訪問看護介護保険者手数料 2,000 訪問看護介護保険利用者手数料 1,000 訪問看護医療保険者手数料 △2,000 訪問看護医療保険利用者手数料 △53
計	183,600	947	184,547			

第 2 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	550	200	750	1 利子及び配当金	200	財政調整基金利子 200
計	550	200	750			

第 3 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	2,500	3,966	6,466	1 繰越金	3,966	前年度繰越金 3,966
計	2,500	3,966	6,466			

第 4 款 諸収入

第 3 項 受託事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 受託事業収入	4,013	△1,013	3,000	1 受託事業収入	△1,013	受託事業収入 △1,013
計	4,013	△1,013	3,000			

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	18,650	△3,900	14,750	1 財政調整基金繰入金	△3,900	財政調整基金繰入金 △3,900
計	18,650	△3,900	14,750			

3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	205,105	0	205,105			2 訪問看護事業 費	0			(諸収) △1,013	1,013	補正前額 / 補正額 / 補正後額 27,334 / 0 / 27,334 財源振替
計	205,105	0	205,105				0			△1,013	1,013	

第 3 款 基金積立金

第 1 項 基金積立金

1 財政調整基金積 立金	550	200	750	24 積立金	200	1 財政調整基金 積立金	200			(財運) 200		補正前額 / 補正額 / 補正後額 550 / 200 / 750 積立金 200
計	550	200	750				200			200		

議案第18号

令和7年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	工業用地造成費	18,051
合 計			18,051

議案第19号

令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)

第2条 令和7年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業収益	4,180,390 千円	20,609 千円	4,200,999 千円
第3項 医業外収益	388,525 千円	16,727 千円	405,252 千円
第4項 特別利益	0 千円	3,882 千円	3,882 千円
第2款 公立南砺中央病院事業収益	2,899,599 千円	67,271 千円	2,966,870 千円
第3項 医業外収益	343,097 千円	67,271 千円	410,368 千円
収入合計	7,079,989 千円	87,880 千円	7,167,869 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条ただし書中「362,669千円」を「305,144千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的収入	409,758 千円	△ 2,475 千円	407,283 千円
第4項 他会計補助金	3,850 千円	△ 2,750 千円	1,100 千円
第5項 補助金	42,392 千円	275 千円	42,667 千円
収入合計	828,295 千円	△ 2,475 千円	825,820 千円
支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第2款 公立南砺中央病院事業資本的支出	658,304 千円	△ 60,000 千円	598,304 千円
第3項 他会計長期借入金償還金	60,000 千円	△ 60,000 千円	0 千円
支出合計	1,190,964 千円	△ 60,000 千円	1,130,964 千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中「329,918千円」を「293,621千円」に改める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度 南砺市病院事業会計補正予算(第4号)実施計画

収益的収入の補正

収 入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考	
1 南砺市民病院事業 収益			4,180,390	20,609	4,200,999		
	3 医業外収益		388,525	16,727	405,252		
		2 他会計補助金	223,582	△34,505	189,077	一般会計補助金 国民健康保険調整交付金	△ 35,244 千円 739 千円
		3 他会計負担金	120,450	1,169	121,619	一般会計負担金 国民健康保険診療所事業特別会計負担金	993 千円 176 千円
		4 補助金	6,630	49,125	55,755	医療分野における賃上げ・物価上昇に対す る支援補助金	49,125 千円
		5 負担金及び交付金	0	938	938	障がい者雇用推進事業	938 千円
	4 特別利益		0	3,882	3,882		
1 過年度損益修正益		0	3,882	3,882	過年度損益修正益	3,882 千円	
2 公立南砺中央病院 事業収益			2,899,599	67,271	2,966,870		
	3 医業外収益		343,097	67,271	410,368		
		2 他会計補助金	112,227	△1,053	111,174	一般会計補助金	△ 1,053 千円
		3 他会計負担金	177,675	278	177,953	一般会計負担金	278 千円
		4 補助金	279	25,280	25,559	医療分野における賃上げ・物価上昇に対す る支援補助金	25,280 千円
5 負担金及び交付金	18,362	42,766	61,128	介護医療院経営支援負担金	42,766 千円		

令和7年度 南砺市病院事業会計補正予算(第4号)実施計画

資本的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 南砺市民病院事業 資本的収入			千円 409,758	千円 △ 2,475	千円 407,283	
	4 他会計補助金		3,850	△ 2,750	1,100	
		1 他会計補助金	3,850	△ 2,750	1,100	国民健康保険調整交付金 △ 2,750 千円
	5 補助金		42,392	275	42,667	
1 補助金		42,392	275	42,667	地域診療情報連携推進費補助金 275 千円	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 公立南砺中央病院 事業資本的支出			658,304	△ 60,000	598,304	
	3 他会計長期 借入金償還 金		60,000	△ 60,000	0	
		1 他会計長期借入金 償還金	60,000	△ 60,000	0	一般会計長期借入金償還金 △ 60,000 千円

令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第4号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 358,076
減価償却費	296,920
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 27,990
引当金の増減(△は減少)	14,095
貸倒引当金の増減(△は減少)	6,973
未収金の増減(△は増加)	△ 3,882
たな卸資産の増減(△は増加)	500
受取利息	△ 100
支払利息	27,000
小計	△ 41,560
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 27,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 68,460

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 230,155
国庫補助金等による収入	43,767
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 186,388

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	220,800
企業債の償還による支出	△ 280,691
一般会計からの出資による収入	142,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	82,825

資金増減額	△ 172,023
病院統括事業統合に伴う資金増加額	3,732
資金期首残高	982,546
資金期末残高	814,255

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 70,021
減価償却費	231,928
固定資産除却費	3,918
長期前受金戻入	△ 24,436
引当金の増減(△は減少)	8,105
貸倒引当金の増減(△は減少)	△ 31
たな卸資産の増減(△は増加)	720
受取利息	△ 2
支払利息	35,459
小計	185,640
利息の受取額	2
利息の支払額	△ 35,459
業務活動によるキャッシュ・フロー	150,183

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 135,253
無形固定資産の取得による支出	△ 7,785

国庫補助金等による収入	11,310
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 131,728</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	124,500
企業債の償還による支出	△ 444,151
一般会計からの出資による収入	282,727
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 36,924</u>
資金増減額	△ 18,469
資金期首残高	526,097
資金期末残高	<u>507,628</u>

議案第20号

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和7年度南砺市水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	水道事業収益	1,253,310 千円	13,787 千円	1,267,097 千円
第2項	営業外収益	360,615 千円	13,787 千円	374,402 千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文かっこ書中「434,821千円」を「483,201千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的収入	603,117 千円	△48,380 千円	554,737 千円
第5項	負 担 金	125,476 千円	△48,380 千円	77,096 千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算書第9条中「223,210千円」を「234,353千円」に改める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第4号）実施計画明細書

収益的収入の補正

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,253,310	13,787	1,267,097	
	02 営業外収益		360,615	13,787	374,402	
		05 その他営業外収益	246,793	13,787	260,580	一般会計負担金

資本的収入の補正

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			603,117	△ 48,380	554,737	
	05 負担金		125,476	△ 48,380	77,096	
		01 負担金	125,476	△ 48,380	77,096	他会計負担金

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第4号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	22,601
減価償却費	512,919
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0
受取利息及び受取配当	△ 2,035
支払利息	41,600
未収金の増減額(△は増加)	△ 14,557
未払金の増減額(△は減少)	△ 242
たな卸資産の増減額(△は増加)	218
引当金の増減額(△は減少)	63
預り金の増減額	△ 6
長期前受補助金等戻入額	△ 110,505
長期前受補助金等消費税収益額	△ 23,976
固定資産除却費	12,000
小計	438,080
利息及び配当金の受取額	2,035
利息の支払額	△ 41,600
計	398,515
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 707,074
他会計貸付金による支出	35,294
補助金による収入	3,985
負担金による収入	77,096
新規加入金による収入	9,150
未払金の増減額(△は減少)	33,888
その他資本的支出	△ 182
計	△ 547,843
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	360,400
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 260,753
他会計からの出資による収入	67,897
計	167,544
現金及び現金同等物の増減額	18,216
現金及び現金同等物の期首残高	1,301,691
現金及び現金同等物の期末残高	1,319,907

議案第21号

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	339,202千円	△91,100千円	248,102千円
農業集落排水事業			
（4）建設改良事業	93,303千円	△9,432千円	83,871千円
個別合併浄化槽設置事業			
（4）建設改良事業	18,595千円	△15,435千円	3,160千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業収益	2,203,148千円	△5,341千円	2,197,807千円
第1項 営業収益	983,381千円	△5,341千円	978,040千円
第2款 農業集落排水事業収益	410,621千円	△2,300千円	408,321千円
第1項 営業収益	94,259千円	△2,300千円	91,959千円
収入合計	2,633,803千円	△7,641千円	2,626,162千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,099,084千円	△13,834千円	2,085,250千円
第1項 営業費用	1,914,729千円	△13,834千円	1,900,895千円
第2款 農業集落排水事業費用	504,218千円	△6,717千円	497,501千円
第1項 営業費用	483,766千円	△6,717千円	477,049千円
支出合計	2,655,640千円	△20,551千円	2,635,089千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かっこ書中「1,144,321千円」を「1,141,421千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的収入	744,897千円	△86,385千円	658,512千円
第3項 工事負担金	11,068千円	△2,500千円	8,568千円
第6項 その他資本的収入	1,001千円	△1,000千円	1千円
第7項 繰入金	122,529千円	△82,885千円	39,644千円
第2款 農業集落排水事業 資本的収入	117,216千円	△12,382千円	104,834千円
第1項 企業債	64,700千円	△5,300千円	59,400千円
第4項 補助金	27,082千円	△7,082千円	20,000千円
第4款 個別合併浄化槽設置 事業資本的収入	19,253千円	△14,300千円	4,953千円
第1項 企業債	16,600千円	△14,300千円	2,300千円
収入合計	884,167千円	△113,067千円	771,100千円

支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的支出	1,654,707千円	△91,100千円	1,563,607千円
第1項 建設改良費	339,202千円	△91,100千円	248,102千円
第2款 農業集落排水事業 資本的支出	324,813千円	△9,432千円	315,381千円
第1項 建設改良費	93,303千円	△9,432千円	83,871千円
第4款 個別合併浄化槽設置 事業資本的支出	27,587千円	△15,435千円	12,152千円
第1項 建設改良費	18,595千円	△15,435千円	3,160千円
支出合計	2,028,488千円	△115,967千円	1,912,521千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
農業集落排水事業	64,700千円	△5,300千円	59,400千円
個別合併浄化槽設置事業	16,600千円	△14,300千円	2,300千円

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益的収入及び支出の補正

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			2,203,148	△ 5,341	2,197,807	
	1 営業収益		983,381	△ 5,341	978,040	
		3 受託工事収益	8,859	△ 5,341	3,518	受託工事収益
2 農業集落排水事業収益			410,621	△ 2,300	408,321	
	1 営業収益		94,259	△ 2,300	91,959	
		3 受託工事収益	3,877	△ 2,300	1,577	受託工事収益

支出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			2,099,084	△ 13,834	2,085,250	
	1 営業費用		1,914,729	△ 13,834	1,900,895	
		1 管渠費	438,584	△ 2,731	435,853	委託料負担金 △5,000 2,269
		2 浄化センター・処理場費	57,787	△ 7,400	50,387	委託料手数料 △2,500 △4,900
		3 受託工事費	8,055	△ 3,703	4,352	工事請負費
2 農業集落排水事業費用			504,218	△ 6,717	497,501	
	1 営業費用		483,766	△ 6,717	477,049	
		1 管渠費	26,339	△ 1,000	25,339	工事請負費
		2 浄化センター・処理場費	114,712	△ 3,600	111,112	委託料手数料 △1,000 △2,600
		3 受託工事費	3,525	△ 2,117	1,408	工事請負費

資本的収入及び支出の補正

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的収入			744,897	△ 86,385	658,512	
	3 工事負担金		11,068	△ 2,500	8,568	
		1 工事負担金	11,068	△ 2,500	8,568	工事負担金
	6 その他 資本的収入		1,001	△ 1,000	1	
		1 貸付金返還金	1,000	△ 1,000	0	水洗化改造資金貸付金返還金
	7 繰入金		122,529	△ 82,885	39,644	
1 他会計繰入金		122,529	△ 82,885	39,644	一般会計繰入金	
2 農業集落排水事業 資本的収入			117,216	△ 12,382	104,834	
	1 企業債		64,700	△ 5,300	59,400	
		1 企業債	64,700	△ 5,300	59,400	農業集落排水事業
	4 補助金		27,082	△ 7,082	20,000	
1 国庫補助金		27,082	△ 7,082	20,000	国庫補助金	
4 個別合併浄化槽設置 事業資本的収入			19,253	△ 14,300	4,953	
	1 企業債		16,600	△ 14,300	2,300	
		1 企業債	16,600	△ 14,300	2,300	個別合併浄化槽設置事業

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出			1,654,707	△ 91,100	1,563,607	
	1 建設改良費		339,202	△ 91,100	248,102	
		1 管渠整備費	245,377	△ 91,100	154,277	委託料 △1,800 工事請負費 △87,800 補償費 △1,500
2 農業集落排水事業 資本的支出			324,813	△ 9,432	315,381	
	1 建設改良費		93,303	△ 9,432	83,871	
		1 管渠整備費	39,413	△ 6,000	33,413	工事請負費
		2 処理場建設費	53,890	△ 3,432	50,458	委託料
4 個別合併浄化槽設置 事業資本的支出			27,587	△ 15,435	12,152	
	1 建設改良費		18,595	△ 15,435	3,160	
		3 個別合併浄化槽 整備費	18,595	△ 15,435	3,160	工事請負費

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	9,406
減価償却費	1,642,512
貸倒引当金の増減額(△は減少)	13
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	160,012
未収金の増減額(△は増額)	△4,689
未払金の増減額(△は減少)	△1,671
引当金の増減額	1,094
長期前受補助金等戻入額	△473,273
長期前受補助金等消費税収益額	△7,972
固定資産除却費	15,502
その他流動負債の増減額	7
小計	<u>1,340,939</u>
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	<u>△160,012</u>
計	<u>1,180,929</u>
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△307,628
無形固定資産の取得による支出	△24,659
国庫補助金による収入	54,174
受益者負担金及び分担金による収入	3,267
工事負担金による収入	8,569
他会計繰入金による収入	39,644
未収金の増減額(△は増額)	△24,071
未払金の増減額(△は減少)	20,000
計	<u>△230,704</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	235,200
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,347,205
その他の企業債による収入	260,000
その他の企業債の償還による支出	△148,530
その他の他会計借入金の償還による支出	△35,295
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	0
他会計からの出資による収入	170,243
計	<u>△866,587</u>
現金及び現金同等物の増減額	83,638
現金及び現金同等物の期首残高	<u>727,029</u>
現金及び現金同等物の期末残高	<u><u>810,667</u></u>

議案第 22 号

南砺市犯罪被害者等支援条例の制定について

南砺市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、県、警察、他の市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇

を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分に配慮されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が、途切れることなく迅速かつ公正に提供されなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を市の状況に応じて総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給に係る制度の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、関係機関等と連携し、日常生活が困難となった犯罪被害者等に対し、日常生活を円滑に営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第12条 市は、犯罪被害者等が二次的被害又は再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等との連携による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は二次的被害若しくは再被害を受けることを防止するため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市、事業者及び関係機関等は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第17条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等からの意見を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第19条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(南砺市行政組織条例の一部改正)

第1条 南砺市行政組織条例(平成16年南砺市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総合企画及び調整」を「総合的な企画及び調整並びに人口対策」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第4条第6号を削り、同条第5号中「市民協働」の次に「及び男女共同参画」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第4号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 環境政策に関すること。

第4条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 国民健康保険に関すること。

(3) 国民年金に関すること。

第5条第7号を削る。

第6条第6号中「建築」を「住宅及び建築」に改める。

第7条第7号及び第8号を削る。

(南砺市環境審議会条例の一部改正)

第2条 南砺市環境審議会条例(平成23年南砺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総合政策部エコビレッジ推進課」を「市民協働部市民協働課」に改める。

(南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「行革・施設管理課」を「総務課」に改める。

(1) 南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会条例(平成29年南砺市条例第1号)第7条

(2) 南砺市指定管理者評価委員会条例(平成29年南砺市条例第2号)第6条

(3) 南砺市行政改革推進委員会条例(令和元年南砺市条例第37号)第8条

(南砺市都市計画審議会条例の一部改正)

第4条 南砺市都市計画審議会条例（平成16年南砺市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第7条中「道路整備課」を「都市整備課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

南砺市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

南砺市職員等の旅費に関する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市職員等の旅費に関する条例

南砺市職員等の旅費に関する条例（平成16年南砺市条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例、規則その他特に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 市長、副市長及び教育長（第10条から第12条までにおいて「市長等」という。）並びに一般職に属する南砺市職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）をいう。

（2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

（3）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

（4）出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

（5）赴任 新たに就任し、又は採用された職員が、その就任又は採用に伴う移

転のため住所又は居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

- (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (7) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号若しくは第4号又は同法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、その旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円

滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この項及び次項において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項

- に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第5項及び第9条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。
- 3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第5項及び第10条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。
 - 4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。
 - 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。
 - 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。
 - 7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。
 - 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。
 - 9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする。
 - 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。
 - 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする。
 - 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。
 - 13 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相

当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下この条並びに第26条第1項及び第2項において「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（旅行依頼等の旅費）

第9条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定

めがある場合を除くほか、任命権者がその都度定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長等に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、その上位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、その上位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、その上位の級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 次に掲げる費用（イからエまでに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

イ 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（アに規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

ウ ア及びイに掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

エ アからウまでに掲げる費用に付随する費用

(2) 職員が旅行命令権者の承認を受けて行う規則で定める私有車を使用する移動に要する費用に相当する額として規則で定める額

(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの規定による額（同条第2号に掲げる額を除く。）及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第13条第2号に掲げる額を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1号アからエまでに掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の例に準じて旅行命令権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 前項の規定を適用する場合の基準は、市長が定める。
- 3 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15

条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南砺市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等の変更をする旅行については、新旅費条例の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第6項及び第7項の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の南砺市職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新旅費条例第26条の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定（他の条例においてその例によることとされる場合を含む。）に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（南砺市議会の議員報酬等に関する条例の一部改正）

6 南砺市議会の議員報酬等に関する条例（平成16年南砺市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表に定める額」を「南砺市職員等の旅費に関する条例（令和8年南砺市条例第 号）の規定により市長等に支給する旅費の額に相当する額」に改める。

第5条中「（平成16年南砺市条例第50号）」を削る。

別表を削る。

（南砺市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

7 南砺市証人等の実費弁償に関する条例（平成16年南砺市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「南砺市職員等の旅費に関する条例（平成16年南砺市条例第50号）」を「南砺市職員等の旅費に関する条例（令和8年南砺市条例第 号）」に改め、同項ただし書を削る。

（南砺市消防団条例及び南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8 次に掲げる条例の規定中「南砺市職員等の旅費に関する条例（平成16年南砺市条例第50号）」を「南砺市職員等の旅費に関する条例（令和8年南砺市条例第号）」に改める。

（1）南砺市消防団条例（平成16年南砺市条例第58号）第18条

（2）南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南砺市条例第39号）第30条第2項

議案第25号

南砺市協働のまちづくり支援センター条例の一部改正について

南砺市協働のまちづくり支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市協働のまちづくり支援センター条例の一部を改正する条例

南砺市協働のまちづくり支援センター条例（平成22年南砺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南砺市協働のまちづくり第2支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

南砺市附属機関設置条例の一部改正について

南砺市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市附属機関設置条例の一部を改正する条例

南砺市附属機関設置条例（令和7年南砺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

教育委員会	南砺市教育委員会点検評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項について審議する事務
	南砺市教育支援委員会	教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度等の判定、教育相談並びに社会啓発に関する事項について審議する事務
	南砺市奨学資金運営委員会	奨学生の選考その他奨学資金の運営に関する事項について審議する事務
	南砺市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態の事実関係の検証及び再発防止についての助言に関する事項について審議する事務
	平・上平地域義務教育学校設置協議会	平・上平地域における義務教育学校の創設に関する事項について審議する事務
	福光地域学校統合検討委員会	福光地域における小学校及び中学校の今後のあり方に関する事項について審議する事務
	城端地域学校のあり方検討委員会	城端地域における小学校及び中学校の今後のあり方に関する事項について審議する事務

」を

教育委員会	南砺市教育委員会点検評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項について審議する事務
	南砺市教育支援委員会	教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度等の判定、教育相談並びに社会啓発に関する事項について審議する事務
	南砺市奨学資金運営委員会	奨学生の選考その他奨学資金の運営に関する事項について審議する事務

南砺市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態の事実関係の検証及び再発防止についての助言に関する事項について審議する事務
南砺市立学校のあり方検討委員会	南砺市立学校の将来のあり方に関する事項について審議する事務

」に

改める。

別表第2に次のように加える。

各地域における市立学校の今後のあり方に関する事項等を協議するもの	南砺市立学校のあり方検討委員会の提言に基づき市内の各地域の市立学校の今後のあり方に関する事項又は当該事項に基づいて設置を決定した市立学校の創設に関する事項について審議する事務
----------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年南砺市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表に定める額」を「南砺市職員等の旅費に関する条例（令和8年南砺市条例第 号）の規定により一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額」に改め、同条第2項中「（平成16年南砺市条例第50号）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		報酬
教育委員会	委員	日額 8,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 8,000円
	臨時委員	日額 5,000円
公平委員会	委員	日額 8,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円
	議員のうちから選任された委員	日額 8,000円
農業委員会	会長	基本給
		日額 8,000円
	委員	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額
		基本給
	日額 8,000円	
	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額	

	農地利用最適化推進委員	基本給 日額 6,000円
		農地利用最適化事業分 市長が別に定める額
固定資産評価審査委員会	委員	日額 8,000円
選挙長 投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者 開票管理者 投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立会人 開票立会人 選挙立会人		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に掲げる額。ただし、投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が立会時間内に交替する場合は、当該額の範囲内で立会時間に応じて任命権者が市長と協議して定める額
附属機関の委員その他の構成員		予算に定められた範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
その他の特別職の職員		任命権者が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第28号

南砺市積立基金条例の一部改正について

南砺市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市積立基金条例の一部を改正する条例

南砺市積立基金条例（平成19年南砺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 Uターン就職奨学基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第29号

南砺市火入れに関する条例の一部改正について

南砺市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市火入れに関する条例の一部を改正する条例

南砺市火入れに関する条例（平成16年南砺市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第249号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「森林法」を「法」に改め、「2通」を削る。

第3条中「当該」を「前条の規定による」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「森林法」を「法」に改める。

第4条第1項及び第5条中「森林法」を「法」に改める。

第14条第1項中「乾燥注意報又は」を「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「乾燥注意報」を「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に、「ときは」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

南砺市水道事業給水条例の一部改正について

南砺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

南砺市水道事業給水条例（平成16年南砺市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

南砺市下水道条例の一部改正について

南砺市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市下水道条例の一部を改正する条例

南砺市下水道条例（平成16年南砺市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

南砺市消防団条例の一部改正について

南砺市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市消防団条例の一部を改正する条例

南砺市消防団条例（平成16年南砺市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1,050人」を「1,030人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 33 号

南砺市国見公園条例等の一部改正等について

南砺市国見公園条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市国見公園条例等の一部を改正する等の条例

(南砺市国見公園条例の一部改正)

第1条 南砺市国見公園条例(平成16年南砺市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第2条中「し、別表の施設を置く」を「する」に改める。

第3条第1項中「施設で別表に定める施設(以下「施設」という。)を」「(以下「公園」という。)の全部又は一部を占用して」に改める。

第4条第2号中「建物、」を削る。

第6条中「施設の利用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「市長は、利用者が公園の利用に際し、利用許可の条件に違反したときは」に改め、同条各号を削る。

第7条中「利用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない」を「公園の使用料は徴収しないものとする」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項中「施設」を「公園」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「施設」を「公園」に、「建物附属設備器具等」を「附属設備、器具等」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表を削る。

(南砺市桂湖レクリエーション施設条例の一部改正)

第2条 南砺市桂湖レクリエーション施設条例(平成16年南砺市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
艇庫	南砺市桂字大沼1番地40
ビジターセンター	南砺市桂字大沼1番地40

第7条第1項中「コテージ、オートキャンプサイト及びシャワー・トイレ棟」を「施設」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同項中各号を削り、同条第2項及び第3項を削り、

同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

施設名	区分	金額
湖面艇	1艇1日につき	5,230円

（南砺市赤祖父レイクサイドパーク条例の一部改正）

第3条 南砺市赤祖父レイクサイドパーク条例（平成16年南砺市条例第221号）

の一部を次のように改正する。

第4条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とし、第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

別表第2を削る。

別表第1バーベキュー場の項を削り、同表を別表とする。

（南砺市福光紹興友好物産館条例及び南砺市上平自然環境活用センター条例の廃止）

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1）南砺市福光紹興友好物産館条例（平成16年南砺市条例第207号）
- （2）南砺市上平自然環境活用センター条例（令和2年南砺市条例第6号）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第34号

南砺市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての一部改正について

南砺市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（令和7年3月21日議会議決）の一部を次のように改正する。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第2項第3号を次のように改める。

- (3) 法第2条第8号に規定する個人番号カードの券面記載事項の変更に係る届出の受付及び個人番号カードを紛失したときの届出の受付に関する事務

議案第 35 号

過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり策定することについて、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

議案第 36 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項目	変更前					変更後						
利賀	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)					令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)						
		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
		施設名	主体名		特定財源	一般財源		施設名	主体名		特定財源	一般財源	
		道路	南砺市	192,592	67,922	124,670	117,800	道路	南砺市	392,621	179,600	213,021	200,100
		林道	富山県	48,500	0	48,500	45,950	林道	富山県	47,700	0	47,700	45,250
			南砺市	104,055	70,529	33,526	31,600		南砺市	204,798	139,951	64,848	61,600
		水道施設	南砺市	79,274	0	79,274	39,200	水道施設	南砺市	85,864	0	85,864	42,500
		教育施設	南砺市	4,169	0	4,169	3,900	教育施設	南砺市	4,169	0	4,169	0
合計		428,590	138,451	290,139	238,450	合計		735,152	319,551	415,602	349,450		
南蟹谷	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)					令和6年度から令和10年度まで 5年間 (単位 千円)						
		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
		施設名	主体名		特定財源	一般財源		施設名	主体名		特定財源	一般財源	
		道路	南砺市	79,251	44,763	34,488	32,600	道路	南砺市	81,466	45,959	35,507	29,400
除雪機械	南砺市	3,570	1,190	2,380	1,900	除雪機械	南砺市	30,314	18,616	11,698	10,400		
合計		82,821	45,953	36,868	34,500	合計		111,780	64,575	47,205	39,800		

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項目	変更前					変更後						
平	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和7年度から令和11年度まで 5年間 (単位：千円)					令和7年度から令和11年度まで 5年間 (単位：千円)						
		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源	
		道路		南砺市	19,500	9,828	9,672	8,900		道路	南砺市	49,884	27,910
		除雪機械	南砺市	5,592	1,200	4,392	1,900	除雪機械	南砺市	5,592	1,200	4,392	1,900
		林道	富山県	60,000	0	60,000	57,000	林道	富山県	57,000	0	57,000	54,100
			南砺市	67,000	46,400	20,600	19,400		南砺市	40,790	27,195	13,595	12,700
		水道施設	南砺市	26,531	0	26,531	13,000	水道施設	南砺市	34,476	0	34,476	16,900
		高齢者福祉 増進施設	南砺市	9,273	0	9,273	8,800	高齢者福祉 増進施設	南砺市	9,273	0	9,273	8,800
		合計		187,896	57,428	130,468	109,000	合計		197,015	56,305	140,710	115,000
上平	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和7年度から令和11年度まで 5年間 (単位：千円)					令和7年度から令和11年度まで 5年間 (単位：千円)						
		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源		事業	施設名 主体名		特定財源	一般財源	
		道路		南砺市	95,000	42,120	52,880	49,800		道路	南砺市	141,394	61,947
		水道施設	南砺市	4,020	0	4,020	1,900	水道施設	南砺市	29,161	0	29,161	14,200
		高齢者福祉 増進施設	南砺市	14,204	0	14,204	13,400	高齢者福祉 増進施設	南砺市	14,204	0	14,204	11,300
		保育所	南砺市	4,574	0	4,574	4,300	保育所	南砺市	4,158	0	4,158	3,900
合計		117,798	42,120	75,678	69,400	合計		188,917	61,947	126,970	104,300		

議案第 37 号

南砺市国土強靱化地域計画の改定について

南砺市国土強靱化地域計画を別紙のとおり改定することについて、南砺市議会基本条例（平成 25 年南砺市条例第 43 号）第 9 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

別紙

南砺市国土強靱化地域計画（改定）議決事項

1 「2. 計画の位置付け等の設定」

（2）計画期間

令和8年度から概ね5年間とする。

2 「5. 地域を強靱化する上での目標の明確化」

（1）基本目標の設定

【基本目標】

- ①人命の保護が最大限図られること。
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

（2）「基本的な方針」の設定

【基本的な方針】

- ①基本方針1. 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- ②基本方針2. 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ③基本方針3. デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- ④基本方針4. 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- ⑤基本方針5. 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

議案第38号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 財産の名称 南砺市国見公園施設（国見ヒュッテ、国見バーベキュー棟）

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市小坂字岩崩山1番の一部	156.35㎡
建物 （鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建）	南砺市小坂国見1番地	128.00㎡
建物 （木造平屋建）	南砺市小坂国見1番地	28.35㎡

3 貸付価格 年額8,160円

4 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 貸付の相手方 住所 南砺市才川七1743番地2

氏名 福光山岳会 会長 谷口 和尋

議案第39号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の名称 | 南砺市桂湖レクリエーション施設（オートキャンプサイト、コテージ、休憩所） |
| 2 財産の種別、数量 | 別紙のとおり |
| 3 貸付価格 | 年額29,170円 |
| 4 貸付期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |
| 5 貸付の相手方 | 住所 南砺市西赤尾町1767番地
氏名 上平観光開発株式会社 代表取締役 岩瀬 政志 |

別紙

種別	所在地	数量
土地	南砺市桂字開津 3 1 9 番 1 外 2 4 筆の一部	4, 9 5 7. 3 5 m ²
建物 (木造平屋建)	南砺市桂字開津 3 1 9 番地 1	1 4 7. 4 2 m ²
建物 (木造平屋建)	南砺市桂字山開津 1 5 番地 3	5 5. 0 0 m ²
建物 (木造平屋建)	南砺市桂字山開津 1 5 番地 3	5 5. 0 0 m ²
建物 (木造平屋建)	南砺市桂字山開津 1 5 番地 3	5 5. 0 0 m ²
建物 (木造平屋建)	南砺市桂字開津 1 1 2 番地	2 9. 8 1 m ²
建物 (鉄筋コンクリート造平屋建)	南砺市桂字開津 1 1 1 番地	5 5. 5 8 m ²

議案第40号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年 2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	二日町寺家新屋敷線	二日町		
		寺家新屋敷		
2	二日町20号線	二日町		
		二日町		
3	二日町21号線	二日町		
		二日町		
4	遊部10号線	遊部		
		遊部		
5	遊部14号線	遊部		
		遊部		

議案第41号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田中幹夫

記

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	備考
		終 点		
1	遊部10号線	遊部		
		遊部		
2	上畠中村線	利賀村上畠		
		利賀村上百瀬中村		
3	栃原新山線	利賀村栃原		
		利賀村新山		

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年度南砺市一般会計補正予算（第8号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第3号

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,752,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月19日

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		2,467,808	39,995	2,507,803
	3 県委託金	160,204	39,995	200,199
歳入合計		39,712,804	39,995	39,752,799

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,663,875	39,995	4,703,870
	4 選挙費	40,898	39,995	80,893
歳 出 合 計		39,712,804	39,995	39,752,799

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 県支出金	2,467,808	39,995	2,507,803
歳入合計	39,712,804	39,995	39,752,799

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,663,875	39,995	4,703,870	39,995			
歳 出 合 計	39,712,804	39,995	39,752,799	39,995			

2. 歳入

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	149,804	39,995	189,799	5 選挙費委託金	39,995	衆議院議員選挙委託金 39,995
計	160,204	39,995	200,199			

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 衆議院議員選挙費	0	39,995	39,995	1 報酬	6,352	1 衆議院議員選挙費	39,995	(県) 39,995			補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 39,995 / 39,995	
				3 職員手当等	13,060						投開票事務従事者報酬 ・期日前投票管理者 973	
				8 旅費	5						・期日前投票立会人 1,700	
				10 需用費	2,347						・当日投票管理者 450	
				11 役務費	3,053						・当日投票立会人 769	
				12 委託料	13,230						・開票管理者 12	
				13 使用料及び賃借料	1,948						・開票立会人 101	
											・不在者投票施設立会人 124	
											選挙管理委員	
											・報酬 56	
											・費用弁償 5	
											会計年度任用職員報酬 2,167	
											職員手当 13,060	
											事務費 2,041	
											啓発チラシ等印刷 306	
											通信費 1,713	
											選挙公報等新聞折込手数料 630	
											計数機等点検手数料 710	
											ポスター掲示場設置・撤去業務委託料 6,265	
											ポスター掲示場設置箇所等除雪業務委託料 5,585	
											広報車運転業務委託料 160	

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 衆議院議員選挙費)											移動期日前投票用市営バス運行業務委託料 120 投票所入場券作成業務委託料 900 開票所設営業務委託料 200 会場使用料 ・個人演説会会場 150 ・投開票所 700 投票箱送致用タクシー使用料 100 期日前投票所用物品賃借料 250 投開票所用物品賃借料 748	
計	40,898	39,995	80,893				39,995	39,995				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計					
補正後	長 等	3		26,760	(3.50月分) 10,927		291	37,978	7,002	9,099	54,079	
	議 員	17	78,840		(3.50月分) 32,194			111,034	21,074		132,108	
	その他の特別職	2,273	98,457					98,457			98,457	
	計	2,293	177,297	26,760	43,121		291	247,469	28,076	9,099	284,644	
補正前	長 等	3		26,760	(3.50月分) 10,927		291	37,978	7,002	9,099	54,079	
	議 員	17	78,840		(3.50月分) 32,194			111,034	21,074		132,108	
	その他の特別職	2,124	94,272					94,272			94,272	
	計	2,144	173,112	26,760	43,121		291	243,284	28,076	9,099	280,459	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	149	4,185					4,185			4,185	
	計	149	4,185					4,185			4,185	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(455) 607	730,167	2,229,527	1,458,391	4,418,085	826,334	364,759	5,609,178	
補正前	(450) 607	728,000	2,229,527	1,445,331	4,402,858	826,334	364,759	5,593,951	
比較	5	2,167		13,060	15,227			15,227	

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	51,588	41,094	14,423	46,146	17,854	95,175		
	補正前	51,588	41,094	14,423	46,146	17,854	82,555		
	比較						12,620		
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,580	2,741	636,897	517,398	33,495		
	補正前		1,140	2,741	636,897	517,398	33,495		
	比較		440						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(25) 488		1,915,787	1,080,794	2,996,581	588,348	341,480	3,926,409	
補 正 前	(25) 488		1,915,787	1,067,734	2,983,521	588,348	341,480	3,913,349	
比 較				13,060	13,060			13,060	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	51,588	41,094	14,423	38,877	11,974	95,175		
	補正前	51,588	41,094	14,423	38,877	11,974	82,555		
	比 較						12,620		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,580	2,741	438,920	351,167	33,255		
	補正前		1,140	2,741	438,920	351,167	33,255		
	比 較		440						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(430) 119	730,167	313,740	377,597	1,421,504	237,986	23,279	1,682,769	
補 正 前	(425) 119	728,000	313,740	377,597	1,419,337	237,986	23,279	1,680,602	
比 較	(5)	2,167			2,167			2,167	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				7,269	5,880			
	補正前				7,269	5,880			
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				197,977	166,231	240		
	補正前				197,977	166,231	240		
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分		
職 員 手 当	13,060	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	13,060	時間外勤務手当の増 12,620 管理職員特別勤務手当の増 440

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年度南砺市一般会計補正予算（第9号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第5号

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,916,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年2月16日

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		5,078,305	164,200	5,242,505
	1 繰入金	5,078,305	164,200	5,242,505
歳入合計		39,752,799	164,200	39,916,999

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		5,176,002	164,200	5,340,202
	2 道路橋梁費	2,814,055	164,200	2,978,255
歳 出 合 計		39,752,799	164,200	39,916,999

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	5,078,305	164,200	5,242,505
歳入合計	39,752,799	164,200	39,916,999

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	5,176,002	164,200	5,340,202				164,200
歳 出 合 計	39,752,799	164,200	39,916,999				164,200

2. 歳入

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	4,864,305	164,200	5,028,505	1 財政調整基金繰入金	164,200	財政調整基金繰入金 164,200
計	5,078,305	164,200	5,242,505			

3. 歳出

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 除雪対策費	658,578	164,200	822,778	12 委託料	164,200	1 除雪対策費	164,200				164,200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 533,716 / 164,200 / 697,916 除雪業務委託料 164,200
計	2,814,055	164,200	2,978,255				164,200				164,200	

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和8年2月26日提出

南砺市長 田中幹夫

記

専決 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年月日
9	令和7年10月23日に南砺市民病院駐車場で発生した自動車による物損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 0円 市が受け取る額 146,300円	令和7年 12月5日
1	令和7年11月6日に南砺市川西地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 30,030円 市が受け取る額 0円	令和8年 1月28日
4	令和8年1月21日に南砺市蛇喰地内で発生した市有自動車の交通事故	南砺市在住1名	市が支払う額 73,183円 市が受け取る額 0円	令和8年 2月9日